（平成14年６月28日公表）

中山間地域等直接支払制度の取組事例

平 成 １ ４ 年 ６ 月
農林水産省農村振興局

目　　次

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
○賃借料を一部助成し農用地の流動化を促進（北海道旭川市東鷹栖）
○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の発生防止（岩手県下閉伊郡岩泉町江川）
○有害獣防除施設の設置を助成（岐阜県不破郡垂井町西岩手第１）
○徹底したイノシシ被害対策で生産意欲の向上（広島県高田郡吉田町於手保）
○耕作放棄保険による耕作放棄地の発生防止（山口県玖珂郡周東町ひよじ）
○農作業受託組織を立ち上げ、農用地の管理を推進（徳島県海部郡牟岐町笹見）
○法面の除草を共同で実施（愛媛県上浮穴郡小田町立石尾首）
○耕作放棄になりやすい田を畑に転換（高知県香美郡香北町西部中央）
○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の復旧（沖縄県名護市安部）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
○「美しいむらづくり」で村のイメージアップ（青森県西津軽郡岩崎村小礒）
○耕作放棄地を復元し景観形成作物を作付け（千葉県安房郡三芳村西之谷）
○ホタルが飛び交う環境づくりに向けた取組（岐阜県加茂郡川辺町鹿塩地区中部）
○市民農園を通じた都市住民との交流（愛知県豊田市千鳥）
○周辺林地の下草刈りを町森林組合に委託（島根県大原郡大東町杉谷）
○周辺林地を含めた草刈りで集落を美化（岡山県勝田郡勝北町山形－１）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
○そばへの転作を通じた地域の活性化（宮城県柴田郡川崎町古関）
○大型機械購入、農作業受委託による省コスト化（山形県東田川郡朝日村中村）
○収益の向上を目指した有機無農薬栽培の展開（群馬県群馬郡倉渕村鳴石）
○ユズの有機栽培による「有機の里」づくり（徳島県美馬郡木屋平村森遠）
○収益向上を狙ったポンカン等への改植（愛媛県東宇和郡明浜町渡江）

＜担い手の定着に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
○担い手の育成のため、協議会を設立（北海道苫前郡羽幌町羽幌）
○コントラクター組織を設立し農作業の効率化を促進（北海道広尾郡忠類村忠類）
○生活・生産環境を整備し、担い手の定着を促進（北海道川上郡標茶町標茶）
○集落内外の担い手農家に利用権を設定（愛知県東加茂郡下山村大林）
○集落営農の法人化に向けた取組（兵庫県佐用郡南光町東徳久）
○農事組合法人に農用地を集積（鳥取県日野郡日南町笠木）
○営農組織の法人化に向けた取組（島根県鹿足郡日原町堤田）
○集落協定締結を契機として特定農業法人化（山口県阿武郡むつみ村小国）
○営農集団を担い手と位置付け農作業受委託を促進（香川県綾歌郡綾上町四歩市上下）
○営農組合による転作作物の作業受委託を促進（熊本県本渡市宮地岳）

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞
・・・・・・・・　６１
○酪農家による１村１協定（北海道宗谷郡猿払村猿払地区）
○営農組合が６協定の共通事務局を担当（岩手県北上市上台等６集落協定）
○法人を設立し農用地集積・作業委託等を推進（岩手県江刺市小田代水稲組合）
○担い手とその他の農家との分担による複合経営（山形県天童市田麦野）
○ＪＡ支店内の集落をまとめて協定を締結（山形県東置賜郡川西町東 沢）
○農業公社と連携し観光農業を推進（福島県南会津郡舘岩村押戸）
○非農家を含めた集落環境整備の取組（愛知県東加茂郡下山村神殿）
○市民との連携による耕作放棄の防止（京都府舞鶴市杉山）
○ボランティアの受け入れ等により都市住民と交流（兵庫県三田市上槻瀬）
○鳥獣害防止のため隣接集落と連携、また効率的な農業生産活動を行うため組織間の連携
（高知県高岡郡窪川町ビレッジ影野）
○小学校と連携し農業体験を実施（熊本県玉名郡三加和町上吉地）
○ボランティアの協力により野焼きを再興（熊本県阿蘇郡南小国町扇牧野組合）
○姑と嫁の参加による世代間の連携（熊本県葦北郡田浦町田浦Ｂ）
○都市住民との交流に向けた取組（沖縄県国頭郡本部町伊豆味）

＜「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例）＞・・・・・・・・　８９
○県の独自政策との連携（新潟県刈羽郡高柳町荻ノ島）
○棚田オーナーを核とした施策間の連携（富山県氷見市長坂）
○県単独事業を活用して集落全体の活性化を目指す（鳥取県八頭郡河原町神馬）
○町単独補助による対象外農用地との一体的な取組（山口県阿武郡阿東町徳佐上中）

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞
・・・・・・・・　９７
○協定の事務を農協に委託（北海道根室市根室）
○ほ場整備組合と連携し活動を推進（福島県いわき市中寺）
○農協が会計事務を担当し協定活動を支援（長野県飯山市柳 原地区中山間地域振興委員会）
○土地改良区・水利組合との連携（静岡県引佐郡三ヶ日町三ヶ日町南部等４集落協定）
○会計経理等の事務を行う職員を雇用（三重県阿山郡阿山町音羽）
○協定の事務を土地改良区に委託（鳥取県岩美郡岩美町小田南部地区営農組合）
○生産組合が中心となって活動を推進（岡山県久米郡久米南町里方北）
○町内の協定締結全集落で会計事務等について連携
（大分県直入郡直入町南部地域等31集落協定）
○農協が会計事務を担当し協定活動を支援（沖縄県島尻郡北大東村北大東村農業集落協定）
○土地改良区が事務処理を担当（沖縄県八重山郡竹富町大富地区）

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
○個人への配分９０％（和歌山県有田郡湯浅町田）
○個人への配分９６％（和歌山県日高郡南部川村東 本 庄13）
○個人への配分１００％（高知県香美郡土佐山田町平山１）
○個人への配分９５％（佐賀県佐賀郡大和町柚木）
○共同取組活動への配分１００％（鳥取県東伯郡三朝町吉尾）

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞・・・・・・・・・・・・・・１２７
○自作地を含め景観形成作物を作付け（群馬県沼田市：認定農業者）
○農業所得の増加による営農意欲の向上（愛知県東加茂郡下山村：認定農業者）
○受委託の正しいあり方に対する理解の向上に貢献
（愛知県北設楽郡稲武町：認定農業者に準ずる者）
○集落協定の締結が困難なため個別協定を締結（愛知県南設楽郡作手村：認定農業者）
○町外在住者の農用地を認定農業者が受託（広島県双三郡吉舎町：認定農業者）

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞・・・・・・・・・・・・・・１３２
○地域農産品を創出するための実証展示圃を運営（青森県下北郡脇野沢村：第３セクター）
○放牧場の運営維持に交付金を活用（山形県東村山郡山辺町：農協）
○生産性の低い農用地を再整備（山形県西置賜郡飯豊町：転作組合）
○受託面積を拡大し耕作放棄地の発生を防止（岐阜県瑞浪市：農事組合法人）
○特定農業法人が転作作業受託（島根県益田市：特定農業法人）
○個別協定で農用地の流動化を促進（島根県仁多郡横田町：第３セクター）
○集落協定の締結が困難なため個別協定を締結（沖縄県島尻郡伊平屋村：農協）

用語説明

○対象地域

「特定農山村地域」：特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第72号)第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域

「振興山村地域」：山村振興法(昭和40年法律第64号)第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村地域

「過　疎　地　域」：過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第２条第１項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村(同法附則第６条又は第７条の規定により特定市町村の区域とみなされるものを含む。)を含む。)

「半　島　地　域」：半島振興法(昭和60年法律第63号)第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

「沖　縄　地　域」：沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第２条第１項に規定する沖縄

「特　認　地　域」：中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知）第４の１(9)の規定に基づき地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○賃借料を一部助成し農用地の流動化を促進

農用地の流動化を促進するために、６年以上の賃借の契約をした場合に、12ha以上の農地耕作者に対して、賃貸地10a当たり標準小作料の20%相当額を助成している。

１．協定締結の経緯

当地域は、優良米の生産地帯として稲作を主体に農業経営を続けてきた地域であるが、米の過剰基調の下で高品質米作りを基本としながらも野菜・小麦・大豆等との複合経営や、高齢化や担い手不足による農用地や水利施設の保全のあり方についてが大きな課題となっていた。

なお、平成13年度に特認地域基準の変更があり、当地区が直接支払制度の対象となった。

集落協定の概要

市町村名	北海道旭川市（あさひかわし）			
集落協定名	東鷹栖（ひがしたかす）			
対象地域	特認地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
486ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
1億212万円	共同取組活動分	事務費、会議費等		2%
	（52%）	水路農道管理		7%
		多面的機能増進活動（用水路法面のハーブ移植等）		2%
		生産性向上・担い手定着（賃借料一部助成等）		41%
協定参加者	農業者	413人		
417人等	その他	4（うち非農業者2人）		

協定締結にあたっては、協定参加者のほぼ全員が、当地域の東鷹栖農協・旭鷹土地改良区の構成員であり、地域課題も共有していることから、両団体が中心となり本制度の打合せ会議の開催を実施し、東鷹栖中山間地域等直接支払制度推進協議会を設立し地域全体の合意形成を図った。

２．取り組みの内容

特徴的な取組として、農用地の流動化をより一層促進するために、交付金を活用して、賃借料の一部助成を行っている。具体的には、６年以上の賃借の契約をした場合に、12ha以上の農地耕作者に対して、賃貸地10a当たり標準小作料の20%相当額を助成することとしている。

また、農協・土地改良区の２団体も協定に参加しており、農協は協定集落内農業者の合意形成や地域農業の振興の方向性の確立を、また土地改良区は農用地や用排水路等の管理を担うとともに、地域の農業委員は農用地の流動化に関する農業者の意見把握等を担っており、３者が共通認識の下に連携して取り組んでいる。更には、農協・土地改良区・農業委員で部会を設置することを検討しており、農用地集積の促進に向けた取組を充実することとしている。

その他、廃プラスチック等の処理の促進を実施し、地域の美化が図られるとともに、農業体験による市民の受け入れや、朝市などを通じて、市民との交流の取組を進めることとしている。

３．取り組みによる効果

本制度の実施に向けた話し合いや共同取組活動の実施により、地域全体の連携が密になるとともに、本制度の実施により農家の農用地管理状況や地域の課題などが明らかになったことにより、今後の地域全体の適切な農用地管理に対する方向性が明確となった。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の発生防止

市町村裁量事項である高齢化率・耕作放棄率の高い集落の農用地を対象農用地として集落協定を締結し、管理が困難になった農用地が出た場合には、参加者の中で管理する仕組みとしている。

１．協定締結の経緯

当集落では、協定締結以前の農作業は個人での耕作管理が主であった。

最初に町側から個々の対象農用地所有者に対して本制度の説明を行い参加意識を高め、更に地域座談会により対象者全員での参加を前提に集落協定の締結を促進し、協定締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	岩手県下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）			
集落協定名	江川（えがわ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
20ha	－	10%	90%	－
作目	－	馬鈴薯	牧草	－
交付金額	個人配分分			50%
71万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		4%
		水路農道管理		29%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		14%
		生産性向上・担い手定着（農作業共同化等）		3%
協定参加者 8人	農業者 8人			

２．取り組みの内容

当集落は、高齢化率40％（農業従事者45人、65歳以上の農業従事者18人）、耕作放棄率16％（耕地面積31.8ha、耕作放棄地5.1ha）という農業生産条件に不利性がある集落で、参加者８人の８団地からなる集落協定である。

主な共同取組活動の内容は、農道沿いの草刈りや路面の簡易補修等である。また、耕作前に参加者全員での話し合いにより農用地の管理方法の確認等を行い、耕作放棄地の防止に努めている。

また、担い手の定着に関する目標として、認定農業者の育成を図ることとしており、協定締結時には認定農業者は２名であったが、現在は３名になっている。

更に、集落全体としての目標は、集落による複合経営の実現としているが、畜産や畑わさび等の生産の他に加工型農業の実現までには至っていない。

なお、参加者が何らかの事情により対象地を管理出来なくなった場合には、参加者の中で管理する仕組みとしている。

３．取り組みによる効果

集落内で薄れかけているコミュニケーションが、集落協定締結を機に再構築され、集落内での話し合いの場が復活している。

また、集落協定農用地については、５年間の耕作管理が義務付けられていることから、耕作放棄地の発生防止に対する意識が参加者内で高まっており、管理計画を含めての話し合いの場が定着している。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○有害獣防除施設の設置を助成

イノシシなどによる被害を解消するため、電気柵等の有害獣防除施設の設置にかかる経費の約１／３を交付金で助成している。

１．協定締結の経緯

協定範囲を土地改良区の範囲とすることにより、土地改良区役員、農事改良組合長が協定参加者に対しての説明を行いやすく、また理解も得られやすくなると考え、協定締結にあたっては、町より土地改良区役員、農業委員、農事組合長に対して説明会を開催し、各団体の役員から農業者に対して説明を行い、合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	岐阜県不破郡垂井町（ふわぐんたるいちょう）			
集落協定名	西岩手（にしいわで）第１			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
18ha	99.9%	0.1%	－	－
作目	水稲	さといも	－	－
交付金額	個人配分分			50%
144万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		3%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策等）		9%
		水路農道管理		31%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け、減農薬栽培等）		1%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		3%
		事務費等		3%
協定参加者	農業者	51人		
53人･組織	生産組織	1		
	水利組合	1		

２．取り組みの内容

当集落は、北側と西側の二方が山林に接しており、法面の大きな箇所も多く、草刈り等の管理が耕作者にとっては大きな負担となっていた。また、毎年イノシシや鹿などによる農作物の被害に悩まされているため、耕作放棄による荒れ地になったり、植林を行ったりした。

こうしたことから、有害獣被害防止対策については、耕作者が設置した電気柵等の有害獣防除施設にかかる経費に対して、経費の約１／３を交付金を活用して助成している。また、法面や山裾の草刈りについても、個人で行うには大変であるが、集落で共同して取り組むことにより負担も軽くなり、集落内での協調性が出てくるなどの効果が現れてきた。なお、草刈りや農道の補修に対する出役については、時間給による賃金を支給している。

このほか、農作業の営農組合への受委託の推進も行っており、平成13年度までに13haの農用地について、受委託がなされた。

３．取り組みによる効果

農作物に対して悪影響を及ぼす農用地の草や、農作業に支障を来す農道の草などの管理について、隣接の耕作者からは言いづらい面があったが、本制度の導入により、集落全体で共同して管理するという意識が芽生え、個人個人が率先して草刈り等の管理を行うようになった。

また、電気柵の設置に関して、今までは個人個人が自分の農用地を守るために設置していたが、協定の締結により、集落内の耕作者と共同で取り組むようになった。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○徹底したイノシシ被害対策で生産意欲の向上

鳥獣被害防止対策として、フェンスの整備・管理やイノシシの巣となる耕作放棄地への植林など、徹底した対策を行うことにより、収穫が確保され、生産意欲の向上が図られている。

１．協定締結の経緯

昭和63年に基盤整備が完了したことを契機に営農組合を設立し、農業機械の共同利用と大豆転作に取り組んだものの、４年後に機械部会を残して解散し、自己完結型農業を行ってきた。

その後、農家の転出、高齢化により耕作放棄地の増加や集落機能の維持が困難となるなど、危機感を抱いていた。

そこで、以前あった営農組合を中心に話し合った結果、集落機能を維持していくためには、本制度の取り組みが不可欠であるとの共通認識を深め、また、集落機能を最大限に発揮できる単位として行政区である集落を協定範囲とする集落協定の締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	広島県高田郡吉田町（たかたぐんよしだちょう）			
集落協定名	於手保（おてぼ）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15ha	100%	－	－	－
作目	水稲、ｱｽﾊﾟﾗ、麦	－	－	－
交付金額	個人配分分			3%
319万円	共同取組活動分（97%）	農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		86%
		水路農道管理		2%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		3%
		生産性向上・担い手定着（機械購入、研修参加等）		4%
		事務管理等		2%
協定参加者 28人	農業者 28人			

また、協定締結時には、一部の農家が機械部会で農作業機械の共同利用をしており、その後、本制度への取組をきっかけに話し合いが進み、機械部会を継承し、発展する形で平成13年11月に営農組合「於手保農場　夢２１」を設立した。現在は営農組合「於手保農場　夢２１」が主体となって集落協定を運営している。

２．取り組みの内容

話し合いの段階で、この地区の第一の課題はイノシシ、鹿等による鳥獣被害の防止であるという共通認識から、共同取組活動として、フェンス牧柵（於手保ドーム、周囲3.5㎞、高さ1.5m）を整備するとともに、フェンス周辺の管理を共同で行っている。

また、山際の耕作放棄地で既に荒れ地になっていたところを、イノシシの巣とならないように植林を行うなど、交付金を活用して、徹底した鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。

なお、交付金の配分については、鳥獣被害の防止が当地区の第一の課題であることから、地区外からの協定参加者には個人配分するものの、残りは全額共同取組活動分に配分している。

３．取り組みによる効果

徹底した鳥獣被害防止対策を行ったため、イノシシ等による被害がなくなり、収穫が確保され、安心感から生産意欲の向上が図られている。

その結果、特にアスパラ、麦、ソバの栽培が拡大され、ソバの栽培・収穫により、年越しそばで世代間の交流が図られるなど、地域の活性化に波及している。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄保険による耕作放棄地の発生防止

耕作放棄保険として、初年度の交付金のうち、個人配分分を積み立て、耕作不可能となった場合に、積立金から１万円、耕作不可能となった農家が１万円を拠出することで、耕作放棄地を発生させない仕組みとしている。

１．協定締結の経緯

本地区では、女性を中心とする朝市活動が行われており、地域内の意志疎通は比較的良好であった。

更に、ほ場整備の取組が加わり、ほ場整備の進展に併せて話し合いが行われ、平成12年４月に営農組合（集落営農組織）を設立した。

この集落営農組織の話し合いの場が、協定締結の合意形成の話し合いの場となった。

集落協定の概要

市町村名	山口県玖珂郡周東町（くがぐんしゅうとうちょう）				
集落協定名	ひよじ				
対象地域	特定農山村、振興山村地域				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
33ha	100%	－	－	－	
作目	水稲	－	－	－	
交付金額	個人配分分			50%	
571万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		3%	
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策等）		30%	
		水路農道管理		11%	
		多面的機能増進活動（体験農園の開設・運営）		3%	
		生産性・収益向上（農作業受委託）		3%	
		担い手定着（研修参加等）		1%未満	
協定参加者	農業者	37人			
37人					

２．取り組みの内容

農地保全に必要な経費を２万円/10aと試算し、初年度の交付金のうち個人配分分を耕作放棄保険として積み立てた。

耕作ができなくなった場合、耕作放棄保険の積立金から１万円、耕作ができなくなった農家が１万円を拠出することで、農地の保全作業を地域で調整し、耕作放棄地を発生させない仕組みとしている。

３．取り組みによる効果

話し合い活動を継続する中で、本制度への取組が、ほ場整備の取組と重なったこともあって、農地の保全や有効活用、後継者育成など、集落の将来について意識が高まった。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○農作業受託組織を立ち上げ、農用地の管理を推進

地区内の認定農業者等で構成するファームサービス事業体を立ち上げ、農用地の維持・管理作業の受委託を推進することにより､耕作放棄地の発生防止を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から集落会、分館等を中心として草刈り、溝掃除等を行っており、高齢化による耕作放棄地の発生防止や集落の夏祭り等による集落の活性化の推進のために、本制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、集落会長、農業委員、実行組長、分館長、認定農業者候補等の各役員を中心として話し合いを行うとともに、町の指導により合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	徳島県海部郡牟岐町（かいふぐんむぎちょう）			
集落協定名	笹見（ささみ）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
14ha	100%	－	－	－
作目	水稲、細ねぎ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
285万円	共同取組活動分	役員報酬・水路農道管理等		43%
	（50%）	夏祭り等		7%
協定参加者	農業者	24人		
24人				

２．取り組みの内容

協定締結時には認定農業者は０名であったが、その後３名に増加するとともに、認定農業者３名と集落協定参加者２名で構成するファームサービス事業体を立ち上げた。そのため、ファームサービス事業体が農用地の維持・管理作業を受託し、ファームサービス事業体への農地集積を行うことにより、効率的な農用地の維持・管理につなげていくとともに、高齢化による耕作放棄地の発生防止を図っている。

その他、町天然記念物であるムクノキを中心とした集落の夏祭りの開催（７月下旬）や年２回の周辺林地の下草刈り等の多面的機能を増進する活動を行い、地域の活性化を推進している。

３．取り組みによる効果

本制度の導入に伴い集落の集会が多くなり、今後の農業及び集落の将来等活性化に向けた話し合いが行われている。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○法面の除草を共同で実施

交付金を活用して草刈り機を８台購入し、農道等の除草だけでなく、集落内の農地の法面の除草を共同で行っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、耕作放棄は発生していないが、高齢化が進んでいることで作付が減退し、地域農業の将来が心配されていた。

集落ではこれまでも月１回会合を持っていたが、本制度が発足して集まりの機会が増え、その中でみんなで対応しないと集落の営農が継続されないという考えから協定を締結した。

小田町には68集落あり、多くの協定は大字単位で締結されている。当地区も大字でいえば４集落が含まれ、祭りなどの行事は大字単位で行われているが、地形的に離れていることから、集落単位で協定を締結した。

集落協定の概要

市町村名	愛媛県上浮穴郡小田町（かみうけなぐんおだちょう）			
集落協定名	立石尾首（たていしおくび）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10ha	23%	77%	－	－
作目	水稲	葉たばこ、栗、柿	－	－
交付金額	個人配分分			50%
140万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		14%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		1%
		水路農道管理		34%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		1%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託等）		1%未満
協定参加者	農業者	10人		
10人				

また、協定締結にあたっては、集落内に役場職員が在住していることから、職員と集落自治会長を中心に集落座談会を何度か開催し合意を図った。

２．取り組みの内容

交付金を活用して草刈り機を購入し、農道等の除草だけでなく、集落内の農地の法面の除草を共同で行っている。

（購入台数：８台
購入金額：約39万円）

３．取り組みによる効果

本制度への取り組みにより、みんなで集まって話す機会が増え、集落の集団意識が強くなり、話す内容も幅広い内容になった。例えば、簡易水道が整備されたので体験農園など都市と農村の交流的なことをしたらどうかなど、地域の活性化につながる明るい話題が出るようになった。

また、農家の子弟等は、これまでは農繁期に自家農業の手伝いをする程度だったのが、協定が締結されてから草刈りなどの共同作業に参加するようになるなど、農業に対する前向きな姿勢も見られるようになった。

これらは、現在は何とか耕作を継続しているが、高齢化の現実と、集落協定という共同取組、交付金の共同配分という仕組みの中で、みんなで話し合いを重ね活動することで、個々の対応では集落営農の継続が難しいということ、共同作業が必要だということが意識されつつあることによるものと思われる。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄になりやすい田を畑に転換

耕作放棄になりやすい田を畑（柚子）に転換することにより、耕作放棄の発生防止を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区は、昔から銘柄米の産地であり、オペレーター的な農家が個人機械を使って受託作業を行っていた。

協定締結にあたって、まず営農協議会の園芸部会で本制度の話があり、その後町から行政区の代表を通じて、集落の総会で話し合いを行った。その際に、農業委員が推進役の中心となり、７人程度で各戸をまわり、農用地面積の確認など、合意形成を図った。

最初は行政区の範囲で話し合いがあったが、出入り作の関係で二つに分かれて協定を締結することとなった。

集落協定の概要

市町村名	高知県香美郡香北町（かみぐんかほくちょう）			
集落協定名	西部中央（せいぶちゅうおう）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
18ha	96%	4%	－	－
作目	水稲	ニラ	－	－
交付金額	個人配分分			70%
381万円	共同取組活動分（30%）	役員報酬		3%
		水路農道管理		9%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け、公園管理）		1%
		運営費、積立金		17%
協定参加者	農業者	36人		
37人･組織	水利組合	1		

２．取り組みの内容

田のうち耕作放棄地になりやすいところを、畑（柚子）に転換し、耕作放棄の発生を防止することとし、現在までに20aについて柚子の植栽を行った。

また、農用地に近い集落の山林（周辺林地）を、集落の憩いの場の公園として整備し、草刈り等の管理を共同取組活動として行っている。

その他の取組として、５つの水系の水利組合による道水路の維持管理や共同乾燥施設の整備による生産性・収益の向上を図ることとしている。

３．取り組みによる効果

集落協定の締結により、高齢化で耕作できなくなった場合でも、耕作放棄地にならずに、他の者に耕作してもらえるという安心感ができた。

また、集落協定の取り組みによって共同意識が強くなり、道水路の管理作業への参加者が増加した。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の復旧

市町村裁量事項である高齢化率・耕作放棄率の高い集落の農用地を対象農用地として集落協定を締結し、耕作放棄地の復旧に取り組んでいる。

１．協定締結の経緯

集落協定締結以前は、集落内の耕作放棄率が過去最高水準に達しており、耕作放棄地の復旧に取り組もうにも、既に集落内農業者の高齢化は進み、若者の農業離れが顕著であり後継者が不在の状況だった。

集落農業者の大半がこの状況に危機意識を抱いていた矢先、市担当者より直接支払制度の説明があり、集落で検討された。制度自体が耕作放棄の発生防止を定めており、耕作放棄地の解消についての集落の意識も高まっていたことから、集落の合意形成は進み協定締結に至った。

集落内の平場農用地を含めた全農用地が対象であり、集落内全農家の参加を呼びかけている。その理由として、耕作放棄の防止活動は全員参加でなければ効果が薄いとの共通認識があり、草刈り等の農地・農道の管理については協定参加者以外の農地も対象にしている。また、入作者も対象としている。

集落協定の概要

市町村名	沖縄県名護市（なごし）			
集落協定名	安部（あぶ）			
対象地域	特定農山村、沖縄地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
21ha	－	100%	－	－
作目	－	ｲﾝｹﾞﾝ、ﾆｶﾞｳﾘ、ｶﾎﾞﾁｬ	－	－
交付金額	個人配分分			0%
76万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		20%
		農用地に関する事項（鳥獣被害防止対策）		35%
		水路農道管理		15%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け）		15%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、利用権設定等）		15%
協定参加者	農業者	25人		
25人				

当初は、合意形成が円滑に進む可能性のある10人程度の集落協定を想定していたが、集落の農家からは集落全体で取り組むべきであるとの意見が多かったため、非農家を含めた集落全体の説明会を行い、数回の会合を経た結果、行政区が主体となって耕作放棄地の解消等について取りまとめ、集落協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

直接支払制度の導入によって、集落全体の会合である「ゆんたく会」が復活し、土地改良区と合同で集落内農地の草刈り等共同作業を行っている。なお、共同作業の範囲内は集落全域とし、非参加者の農用地も対象になっている。

協定の目標である耕作放棄地の解消については、「ゆんたく会」で耕作放棄地の権原者を交え、農地の有効活用を検討した。その結果、平成13年度に集落内のリーダー的農業者３名で立ち上げた生産組織との間で、県農業開発公社を通して利用権の設定等を行い、遊休農地解消総合対策事業の導入による面整備を実施し、既耕作放棄地1.55haを復旧した。また、自作地においても農家単独で面整備を行い、1.26haの耕作放棄地を解消している。

集落内には耕作放棄地が現在11.36haあるものの、平成13年度に2.81haの耕作放棄地を解消した実績があることから、今後も継続して遊休農地の解消に当たっていくこととしている。また、農地の受け手も不足していたが、平成14年度に入り30代男性の新規就農者が１名あった。

（・利用権の設定等 52,015㎡、受け手３名、出し手５名
・耕作放棄地の解消面積 2.81ha、耕作放棄地の新規発生 0ha、解消率19.8%）

３．取り組みによる効果

協定締結以前は、高齢者が多く後継者不足のため耕作放棄地の発生防止・解消活動に消極的であったが、協定締結による話し合いを契機として、集落内農家に農地は集落の財産という意識が芽生え、耕作放棄地の解消が図られている。

また、集落説明会等により集落と役所担当職員との関係が密になり、遊休農地解消総合対策事業の導入、生産組織の立ち上げ、男女共同参画の推進等に繋がっていった点も大きな効果の一つである。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○「美しいむらづくり」で村のイメージアップ

集落の空き地や民家周辺への花壇作りや水路や畦畔の草刈り等により、景観形成を通じた「美しいむらづくり」に取り組んでいる。

1．協定締結の経緯

岩崎村では、県内外から訪れる観光客に対する村のイメージアップを図るという観点から、「美しいむらづくり運動」を展開しており、村内集落では以前から農村の景観という面の意識があり、本制度導入により実効ある活動ができると判断し、協定締結に至った。

協定締結にあたっては、集落毎に何度も村役場職員が本制度の説明をするなど、従来からの集落のまとめ役と連携して、集落の合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	青森県西津軽郡岩崎村（にしつがるぐんいわさきむら）			
集落協定名	小礒（こいそ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
11ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
86万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		1%
		農用地に関する事項（法面管理）		13%
		水路農道管理		27%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け等）		9%
協定参加者 14人	農業者 14人			

２．取り組みの内容

多面的機能を増進する活動として、景観形成を通じた「美しいむらづくり」に取り組んでいる。具体的には、協定参加者が一体となり、水路や畦畔の維持管理や草刈り、米のカメムシ被害等を防ぐための周辺の草刈りのほか、集落の空き地や民家周辺への花壇作り（ベゴニヤ、サルビア、ヒマワリ等、約100㎡）など、集落の景観に配慮した取組み（美しいむらづくり）を行っている。

また、将来は交付金を活用し、観光客の休憩所等の簡易な施設の整備を目指している。

３．取り組みによる効果

岩崎村は、世界遺産である白神山地の西の玄関口として有名であり、集落ぐるみでの景観形成の取組（美しいむらづくり）による村のイメージアップで、さらに観光客が増加し、より一層都市住民との交流が盛んになるものと思われる。

共同取組活動等により集落の人がお互いに顔を合わせる回数が増えるなど、コミュニケーションがとれ、集落で様々なことを話し合う機会が増えた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○耕作放棄地を復元し景観形成作物を作付け

耕作放棄地を復元し、コスモス・ヒマワリ等の景観形成作物の作付を行うとともに、集落内の草刈りにより美しい田園風景が蘇りつつある。

1．協定締結の経緯

集落協定の締結前は、不在地主による耕作放棄地が60a程度、農振農用地内に点在しており、その耕作放棄地を復元し活用しようとする意識はなかったが、「このまま推移すると農家に力が無くなり、耕作放棄地が増加し取り返しがつかなくなってしまう。」という危機感があったことから、既耕作放棄地を取り込んで協定を締結した。

集落協定の概要

市町村名	千葉県安房郡三芳村（あわぐんみよしむら）			
集落協定名	西之谷（にしのやつ）			
対象地域	半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15ha	99%	1%	―	―
作目	水稲、飼料作物、食用菜花		―	―
交付金額	個人配分分			42%
218万円	共同取組活動分			58%
協定参加者	農業者	30人		
33人・組織	水利組合	2		
	その他	1		

協定締結にあたり、村から集落へは、「本制度は、集落がその気にさえなれば、交付金を集落の実情に合わせて多用途に使用できる」ことと、「（５年間の耕作に対する不安をなるべく取り除くため）将来に向けて村も応援するので共に交流型農業の導入など、新しい農業に取組んでいきましょう」という２点を重点に説明した。その後は、若い頃から集落のリーダー的な存在だった人が、集落内での調整を行い集落協定を結ぶことができた。

２．取り組みの内容

協定締結年度は、耕作放棄されていた農用地を約90a復元し、コスモス・ヒマワリ等の景観形成作物の作付を行ったが、現在は、他集落の担い手農家により菜花・飼料作物の作付が行われている。

また、生産性・収益の向上に関する目標として位置付けた食用菜花の作付けについては、作付面積が裏作を含め約1,800㎡となった。

その他交付金の配分の特徴として、交付金を急傾斜・緩傾斜の区別をせずに、平均単価を算出して配分を行っている。

３．取り組みによる効果

本制度の取組により、今まで放置されていた耕作放棄地を集落で復元したことにより、集落全体の農地の管理や耕作に対する意識に変化が生じるとともに、農道・水路・土手の除草作業が今まで以上に実施されるようになり、農地の周辺や集落内の雑草が無くなり、美しい田園風景が蘇りつつある。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○ホタルが飛び交う環境づくりに向けた取組

ホタルの繁殖に向けた環境づくりや景観形成作物の作付けといった活動を通じて、農村の伝統文化の伝承や自然と人とのふれあいを目指している。

1．協定締結の経緯

当地区では、農用地の保全については自己所有地の適正管理、水路・農道についてはそれぞれの管理工区長の指示による管理が行われていた。

協定締結にあたっては、当初、本制度の内容についてなかなか理解が得られなかったが、県・町職員が何度も出向き、制度の主旨や交付金の使途について説明するとともに、特に「今後、この集落をどのようにしていきたいのか。また、この地域の子供達に何を残していくべきか。」など現状と課題を提起し、合意形成に至った。

集落協定の概要

市町村名	岐阜県加茂郡川辺町（かもぐんかわべちょう）			
集落協定名	鹿塩（かしお）地区中部			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3ha	91%	9%	―	―
作目	水稲、レンゲ	なす、きゅうり	―	―
交付金額	個人配分分			47%
44万円	共同取組活動分	役員報酬		11%
	（53%）	農用地に関する事項（法面管理）		16%
		水路農道管理		9%
		多面的機能増進活動（ホタルの保護等）		5%
		生産性向上・担い手定着		3%
		協定参加者による調整会議費		9%
協定参加者	農業者	20人		
20人				

２．取り組みの内容

本地区には、昔からホタルが生息していたが、近年は自然環境の変化により昔ほど多くは見られなくなった。そのため、昔のように多くのホタルが飛び交うような環境づくりに努めることとしている。

そうしたことから、手始めにホタルの幼虫の餌となるカワニナの生息状況を調査し、それを基に繁殖に取り組むこととしている。また、４種類のグランドカバーの小ポットを購入して増殖を図り、観賞用の花として畦畔等に植えることも計画しており、多面的機能の増進に向けた活動に積極的に取り組んでいる。

また、こうした活動を通じて、子供とお年寄りの参加による農村の伝統文化の伝承や自然と人とのふれあいを目指し、地域の活性化につなげることとしている。

３．取り組みによる効果

協定参加者自らが策定した協定内容に対する責任感から、積極的な活動が行われている。また、協定活動を通じて集落内の意志の疎通が図られている。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○市民農園を通じた都市住民との交流

市民農園を開設し、農園利用者が利用しやすいように町と調整するとともに、都市住民との交流を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区は、他の集落から少し離れたところにあるため、人が訪れることもあまりなくのどかであるとともに、高齢者を中心とした農業や若者の土日農業を営んでいる状況であり、活気に欠けていた。

そうした中で、市から本制度の説明を受けたことをきっかけとして、地域の活性化に役立てようと、地元で話し合いを進めた結果、制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、農用地に関することであり、生産調整とも関係があるため、農事組合が中心となり集落の合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	愛知県豊田市（とよたし）			
集落協定名	千鳥（ちどり）			
対象地域	特認地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
6ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
50万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		6%
		農用地に関する事項（鳥獣被害防止対策等）		6%
		水路農道管理		8%
		多面的機能増進活動（市民農園運営等）		4%
		その他（災害復旧のための積立等）		26%
協定参加者	農業者	14人		
15人	非農業者	1人		

２．取り組みの内容

農用地の荒廃防止と、都市住民との交流を図ることによる地域の活性化に役立てようとの思いから、市の協力を得て個人の農用地を市民農園として提供することとなった。それにあわせて、市の共有物（トイレ、水道）を市民農園の利用者が使用することについて、市としての承諾を得、農園利用者が利用しやすいようにしている。更に、栽培指導者として農業者を選出し、市民農園管理組合を立ち上げ、農協との契約を経て、市民農園の管理・運営を行っている。

協定の主な活動内容として、栽培指導を月２回（冬季１回)、市民農園周辺の草刈管理を年４回、トイレ清掃を随時行っている。

また、地域で採れた野菜等を用いたバーベキューによる農園利用者と町民の交流会を開催し、都市住民との交流を図るとともに、日頃から農園利用者へ声を掛けるように町民に呼びかけている。

３．取り組みによる効果

以前に比べ会合をもつ機会が増え、今後の活動について話し合うようになった。

今後は、市民農園を通じた都市住民との交流による地域の更なる活性化が期待される。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○周辺林地の下草刈りを町森林組合に委託

周辺林地の危険な個所の下草刈りを町森林組合に委託している。また、普及センターと連携した稲作学習会や、米の味見品評会を開催し、農業生産意欲の向上を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、自治会組織が活動しており、農業関係の活動も自治会が行っていたこともあり、町から自治会組織へ本制度の説明があった際に、自治会で話し合い、自治会の範囲を協定の範囲として取り組むこととなった。

協定参加者は、農用地を所有して耕作している者の他、農業活動の中心となる共同防除組合や範囲が自治会と同じである水利組合も参加している。また、非農家にも呼びかけて、自治会の総会で合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	島根県大原郡大東町（おおはらぐんだいとうちょう）			
集落協定名	杉谷（すぎたに）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8ha	89%	11%	－	－
作目	水稲	トマト	－	－
交付金額	個人配分分			1%
119万円	共同取組活動分（99%）	役員報酬		2%
		農用地に関する事項（法面管理、簡易基盤整備）		16%
		水路農道管理		33%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け）		3%
		生産性向上・担い手定着（機械購入、研修参加等）		35%
		諸会合費		10%
協定参加者	農業者	14人		
16人･組織	生産組織	1		
	水利組合	1		

２．取り組みの内容

周辺林地の下草刈りを町の森林組合と共同で行っているが、特に危険な個所の下草刈りは町森林組合に作業を委託している。

また、普及センターと連携し、生産性・収益の向上のため、水稲栽培の学習会や米の味見品評会を開催している。

その他、多面的機能の増進のため、景観作物としてレンゲの作付けを行い、現在までに37aについて作付けした。

３．取り組みによる効果

農用地の保全管理について、集落協定での決まり事でもあることから、各自で責任を持つようになり、農用地の管理を意識するようになった。

また、本制度の取組を通じて、水稲学習会や米の味見品評会を行うようになってから、水稲栽培に意欲がでてきた。更に、学習会を通じて、若者が農業に興味を持つようになってきた。

現在、共同防除の共同利用組合があるが、今後は他の農業機械の共同利用への拡大を目指している。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○周辺林地を含めた草刈りで集落を美化

周辺林地の下草刈り、水路の泥上げ、池の堤の管理、町道及び林道沿いの草刈りや協定外農地の法面管理を行い、集落の美化が行われている。

１．協定締結の経緯

協定締結以前から地域環境整備活動として、集落内の農道・水路管理、町道沿いなどの草刈りを実施していたが、農地保全を目的とした集落協定締結により、「耕作放棄された田んぼもきれいにしよう」、「田んぼを荒らしてはいけない」、「荒れると虫もでて、隣の田んぼに迷惑をかける」などをきっかけとして、山際の農地法面や周辺林地の草刈りが徹底されてきた。

協定締結にあたっては、役場が自治会長に本制度の話を持ちかけたことから、自治会長が中心となって推進を図ってきた。

集落協定の概要

市町村名	岡山県勝田郡勝北町（かつたぐんしょうぼくちょう）			
集落協定名	山形（やまがた）－１			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
32ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
677万円	共同取組活動分	役員報酬		4%
	（50%）	農用地に関する事項（法面管理）		1%
		水路農道管理		1%未満
		耕作放棄地対策及び基金		40%
		諸経費		5%
協定参加者	農業者	49人		
49人				

当初は、大字の集まりでどのような範囲で取り組むかが決められ、その後は、協定締結範囲の小字単位で協定内容などを話し合い、その間４～５回の寄り合いを開催し、協定締結に至った。

参加者からは、本当に草刈りができるかどうか不安の声もあったが、寄り合いを重ねる毎にその不安は解消されていった。

２．取り組みの内容

協定の取組として、周辺林地の下草刈り、水路の泥上げ、池の堤の管理、町道及び林道沿いの草刈りなどについて、集落組織を班体制として、年間２回（８月と不定期に１回実施）実施するとともに、各班の役員が、草刈りの状況を点検する体制を整えている。これらの取組は、地域の環境整備活動としても位置づけており、協定外農地の法面も集落で管理している。

特に、周辺林地に係る草刈りは、林地際まででではなく、２メートル程度林地に入ったところまで刈り払うなど、集落全体が管理されている。

また、交付金の共同取組活動分の一部を「備荒貯金」として蓄えており、万一の災害や水路・農道の補修などのために備えている。

３．取り組みによる効果

協定締結をきっかけにして、集落内外から「集落がきれいになった」、「集落がかわった」、「集落での連帯感が強まった」などの感想が寄せられており、集落みんなで取り組んだ成果が見えている。

その要因として、昔から持っている集落の機能が生かされたことに加えて、集落協定締結により、共同して取り組むという意識がさらに高まったことが考えられる。

また、黒大豆価格の変動にともない、集団栽培による生産費の低減と省力化が必要となったことから、共同利用・共同作業への取組につながっている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○そばへの転作を通じた地域の活性化

水稲の生産調整のため、転作作物としてそばの集団転作による団地化を進めるとともに、「そば祭り」等を開催して地域の活性化を図っている。

１．協定締結の経緯

本地区では、転作作物としてそばの作付けに取り組んできた経緯から、そばの転作を通して地域の活性化に取り組んでいる。そばは２作が可能なことから、交付金を有効に活用すれば益々生産活動が活発となり、地域の活性化につながると考え、協定を締結するに至った。

協定締結にあたっては、町役場と古関集落の行政区長、古関愛隣組合長、そば生産組合長、水利組合が中心となり、合意形成を図った。当地区は、集落が地理的にまとまっていることから、地域のつながりが強く合意形成については、円滑に進んだ。

集落協定の概要

市町村名	宮城県柴田郡川崎町（しばたぐんかわさきまち）			
集落協定名	古関（ふるせき）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
	共同取組活動分（52%）	役員報酬		7%
		農用地に関する事項（法面管理）		2%
		水路農道管理		29%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		10%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		2%
		その他		2%
協定参加者 23人	農業者 23人			

２．取り組みの内容

当地区では、水稲の生産調整のため、転作作物としてそばの集団転作による団地化が進められている。そうしたことから、集落内農業者３名（うち２名は認定農業者）からなる「みちのくそば生産組合」を中心に農作業受委託契約を結び、そばの生産を行っている。なお、保全管理水田にそばの作付けを行い、土地の有効利用を図った。

・平成13年８月14日「そば祭り」
転作作物のそば粉を利用して、集落の人達がそば打ちを行い、200食を古関のそばとして試食してもらった。参加人数100名。

・平成14年３月22日「そばを活かした地域興し」
みやぎ地域興しマイスターを活用し「そばを活かした地域興し」の講演会を実施した。集落の人々と意見交換をしながら、そばによる地域興しの夢について話し合った。

３．取り組みによる効果

集落協定に基づく農業生産活動と多面的機能増進活動の実施により、集落の連帯意識が今まで以上に高まった。

また、そばの転作により農業の生産意欲が高まるとともに、農地の貸し借りが活発になるなど、農業の活性化が図られている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○大型機械購入、農作業受委託による省コスト化

既存の機械利用組合が大型機械を購入する際の助成や農作業の受託を行い、省コスト化を図るとともに、農業法人化を目指している。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、集落内の農家が数人集まり、農業用機械を共同で購入・利用するといった機械利用組合が２つと、集落内の規模の大きい農業者３名が主として集落内の農作業を担っていた。しかしながら組織化しても機械の修繕・更新に係る個人負担が大きく、厳しい状況であった。そのような中で直接支払制度が発足し、集落内の主な農業者が中心となり協定締結となった。

協定締結にあたっては、既存の生産組合が中心となって合意形成を図った。当集落は以前より集落単位で営農をはじめとした種々の活動を行っており、集落内のまとまりもよかったため、合意を得られやすかった。

集落協定の概要

市町村名	山形県東田川郡朝日村（ひがしたがわぐんあさひむら）			
集落協定名	中村（なかむら）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
57ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			47%
1,198万円	共同取組活動分（53%）	役員報酬		3%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		2%
		水路農道管理		6%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り）		22%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入、ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ募集等）		5%
		大型コンバイン購入のための機械利用組合への助成		10%
		水路工事等		5%
協定参加者	農業者	29人		
30人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

集落内農家により組織された既存の機械利用組合がコンバイン等の大型機械を購入するにあたり、交付金を活用して助成を行った。また、集落内の農作業の受託も行い、農家個人の省コスト化を図るとともに、機械利用組合の農業法人化を目指しており、生産性・収益の向上に向けた取組が着実に行われている。

その他の取組として、対象農用地とならなかった農用地に対しても、草刈等の共同作業は同様に行われるという考えから、対象外農用地についても共同作業のための賃金を支払っている。

３．取り組みによる効果

以前から農業用機械を共同で購入していたが、その購入費用が多額にのぼり、農家個人にとって負担が大きかったが、本制度導入により共同機械購入に伴う農家の費用負担が軽減された。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○収益の向上を目指した有機無農薬栽培の展開

新技術の導入や新品種の導入を図るなど、有機無農薬栽培及び高付加価値型農業を推進し、収益の向上に向けた取組を行っている。

１．協定締結の経緯

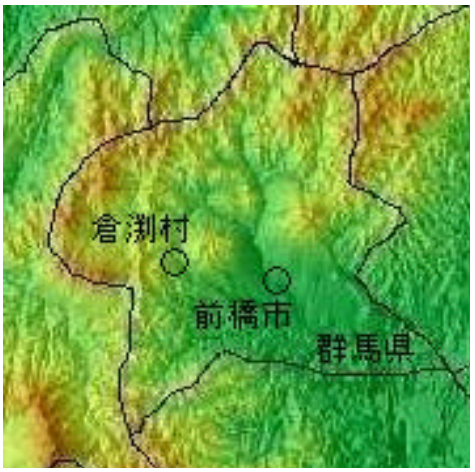

当地区は、各農家がそれぞれの立場で、生産性の向上や地域の活性化を行おうとしていた地域であったため、本制度に取り組むこととした。

協定締結にあたっては、地域内に農業に精通した若者が多く、農家支部長等を中心に数回の打合せ会を持ち、地域の合意形成を図った。

また、集落全体で有機無農薬栽培に取り組み、消費者が安心して食べられる安全な農作物の生産を進め、有機無農薬農法の先進地を目指すこととした。

集落協定の概要

市町村名	群馬県群馬郡倉渕村（ぐんまぐんくらぶちむら）			
集落協定名	鳴石（なるいし）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
32ha	－	100%	－	－
作目	－	有機野菜、ほうれん草	－	－
交付金額	個人配分分			70%
112万円	共同取組活動分（30%）	役員報酬		5%
		農用地に関する事項（法面管理）		3%
		水路農道管理		12%
		生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入等）		3%
		会議費等		7%
協定参加者	農業者	16人		
16人				

２．取り組みの内容

有機無農薬栽培及び高付加価値型農業の推進を図るため、新技術や新品種の導入を図り、栽培技術等の研修を推進するとともに、土作り等の研究実践や販路拡大のための流通ルートの確保、消費者ニーズの模索等の研究調査も行い、団地化を形成し消費者に頼られる農業を推進し、収益の向上に向けた取組を行っている。

また、その他の取組として、地域に通じる村道（約４㎞）や地域内の水路・農道等の維持管理のための定期的な共同清掃作業、環境美化のため地域内の清掃や空き缶、ゴミ拾い、台風や大雨の際の共同での巡視及び維持作業、露地野菜栽培における渇水期の対応作業、環境に配慮した農業の実践、集落の環境美化活動の推進など、住み良い村づくりのために様々な活動に精力的に取り組んでいる。

更に、協定締結時の当地区の認定農業者は１名であったが、平成13年度までに４名が認定農業者と認定され、当地区での認定農業者は５名と増加し、また、新規就農を志す者の研修の実施など、担い手の育成が図られている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、話し合い等を通じて、地域の環境は地域の者が協力して守ると言う意識が芽生え、集落協定で決められた事項を、集落の代表者を中心として各人がその役割に応じて実施しており、地域としてのまとまりがでてきている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○ユズの有機栽培による「有機の里」づくり

柚子部会の組織活動を基本に、県の有機認定を受けながら柚子の有機栽培を実施。

１．協定締結の経緯

基盤整備は全くされていない急傾斜地の樹園地（柚子）である。これまでは、集落組織である常会が３地区に分かれており、農業生産活動や地域活動等についてそれぞれで活動していたが、本協定締結への推進を契機に、３常会が一つにまとまることができた。

また、合意形成に当たっては、各地区に在住している村の職員が中心になり、地区代表として農業委員と協力しながら農用地の調査や説明会を繰り返し協定締結に至っている。

集落協定の概要

市町村名	徳島県美馬郡木屋平村（みまぐんこやだいらそん）			
集落協定名	森遠（もりとう）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
16ha	5%	95%	－	－
作目	水稲	柚子	－	－
交付金額	個人配分分			50%
186万円	共同取組活動分（50%）	農用地に関する事項（法面管理）		5%
		水路農道管理		38%
		多面的機能増進活動（堆きゅう肥の施肥等）		3%
		生産性向上・担い手定着（機械購入等）		1%
		会議費等		3%
協定参加者	農業者	36人		
36人				

２．取り組みの内容

今までは３地区ごとに道水路管理、草刈り等を行っていたが、集落協定を契機に３地区がひとつにまとまって行うようになった。

目的は、有機の里づくりを目指して、県の有機認定を受け柚子の有機栽培を行うこととし、有機肥料代及び草刈り機等について共同取組活動分から支出している。

３．取り組みによる効果

中山間地域という条件不利性はあるものの、地域ぐるみでの柚子の有機栽培に取り組むことにより、安定的かつ効率的な柚子生産が可能となり、柚子の産地化が図られるようになった。

なお、栽培面積は当初目標の500aに達している。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○収益向上を狙ったポンカン等への改植

価格低迷が続くいよかんからポンカン等への改植や離農した農家から若い担い手への利用権設定を行い、収益向上、農用地の維持を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区は、海岸に迫る山の急斜面を切り開いた樹園地でのみかん、いよかん、ポンカンを中心とするかんきつ地帯である。

また、国営南予農業水利事業の受益地でもあり、県営畑地帯総合整備事業で整備した共同防除灌水施設の共同利用体制がとられていた。しかし、高齢化による収穫などの基幹作業が困難な農家が発生したり、みかん価格の低迷による事業負担金の償還などが困難な農家も発生していた。そのような中で、本制度が発足し、施設の管水路の補修などの経費も大きいことから、交付金を活用することで当事業の受益地については耕作を継続していきたいと考えた。

集落協定の概要

市町村名	愛媛県東宇和郡明浜町（ひがしうわぐんあけはまちょう）			
集落協定名	渡江（とのえ）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
49ha	―	100%	―	―
作目	―	温州ﾐｶﾝ、いよかん	―	―
交付金額	個人配分分			50%
560万円	共同取組活動分			50%
協定参加者	農業者　59人			
59人				

協定締結にあたっては、町としては、共同防除灌水組合の範囲が協定締結範囲として妥当と考え、共同防除灌水組合の役員の段階で話し合いを繰り返し、その後、組合の構成員（集落の農業者等）全員による座談会を開き、既存の生産組織としての共同防除灌水組合を範囲として協定を締結した。なお、渡江集落については、集落の範囲のみでは共同防除施設規模の標準的な面積に達していなかったため、隣の集落に隣接している一部農地を組み入れている。

２．取り組みの内容

平成13年に共同防除の受益農地を経営していた農家が離農したときは、耕作放棄地が発生すると虫害などの影響が大きいことから、若い担い手に利用権の設定（110a）を行った。

また、価格低迷が続くいよかんから、付加価値の高い他品種（ポンカン、その他）への改植を行う際に、交付金から苗木購入費の一部を助成したことで、改植が早期に行われた。

・苗木200円×4,829本＝約97万円

その他、多面的機能を増進する活動として、堆きゅう肥の施肥を行っており、ＪＡ堆肥センターで製造した牛糞堆肥を改植苗木などに施肥し、質の高いポンカン等の生産を行っている。

担い手の定着については、認定農業者の育成を図っており、協定締結時は17名であったが、現在は20名となっており、今後の営農の発展が期待される。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、５年間は頑張らないといけないという気持ちが生まれ、仮に営農が出来なくなる人が出てきても、集落みんなで何とかするという共通の認識が生まれている。

また、新規作物の導入について、集落みんなでやるという共通の認識が強まり、交付金からの苗木助成と相まって、いよかんから付加価値の高い他品種への改植が一気に行われた。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○担い手の育成のため、協議会を設立

担い手育成のため、町・農協・農業者等で組織する「農業担い手確保対策協議会」を設立し、新規就農者の受入先農家の確保や農業技術取得のための支援を行う。

1．協定締結の経緯

当町では、本制度に対する農業者の関心が高く、国のホームページ等を閲覧している農業者も多数おり、町、農協に対しても制度実施に向けての要望が強かった。

制度導入に当たり、様々な集落協定範囲が考えられ、一斉防除等を共同で行っている実行組合単位等を協定範囲とする意見が多数を占めたが、一部若手農業者からは、町全体を一本化しようとの意見もあった。

集落協定の概要

市町村名	北海道苫前郡羽幌町（とままえぐんはぼろちょう）			
集落協定名	羽幌（はぼろ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
607ha	96%	―	4%	―
作目	水稲	―	牧草	―
交付金額	個人配分分			50%
5,427万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		3%
		農用地に関する事項（法面管理等）		2%
		水路農道管理		11%
		多面的機能増進活動（集会所清掃、廃屋撤去等）		5%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		29%
協定参加者	農業者	160人		
163人･組織	生産組織	2		
	非農業者	1人		

町としては、協定範囲は、農業者自らの話し合いの中で決定することが基本と考えたが、将来を見据えた場合、農業者が一丸となって共通の認識を持つ必要があることや、参加者については、対象農用地の有無等について制限をしない方が、将来のためになることを説明した。

これらの結果、町全体で１つの協定を締結し、各種活動の実施のため「班」体制を組むとともに、総括的な経理事務等のために農協が協定に参加することとなった。

２．取り組みの内容

担い手育成のため、各班毎の取組ではなく、集落協定全体での取組を目指して、平成13年11月に町・農業委員会・普及センター・農協・土地改良区・集落協定代表者・各班長（18名）等で組織する「羽幌町農業担い手確保対策協議会」が発足した。今後、協議会では、市町村、農業委員会等と連携し、新規就農者の受入先農家の確保や農業技術取得のための支援を行うほか、農業後継者の配偶者確保対策も行うこととしており、担い手の育成を通じた地域の活性化が期待される。なお、平成14年度に、農業体験実習生の受入を試行的に実施することとしている。

また、当町には既存の共同機械利用組合があるものの、衰退している傾向にあった。そこで、交付金を活用して生産性・収益の向上のために共同使用を目的として、田植機・草刈機・畦塗機・ミニユンボ等の各種農業機械を購入した。

更に、後継者がいない高齢農家が離農せざるを得ない状況となったことから、集落協定における班を中心に話し合いを実施した結果、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画で、離農農用地（水田・畑）5.2haの賃借権設定を担い手農家に行った。

３．取り組みによる効果

本町では農作業等の共同化が非常に遅れており、過去に共同機械利用組合を組織し、農機具等の共同利用による経営費の軽減を目指したが、運営上の問題等から機械更新期等に解散を余儀なくされたことがあった。このことが共同化の障害の一因であったが、交付金を活用して共同機械の購入・共同利用が可能となり、資金難という最大の課題を克服できた。

また、本制度導入時において将来の農業経営についての論議を重ねた結果、これまでの営農では将来が見えないと判断し、地域全体で農業を守っていく意義について、個々が再認識し、農業情勢が厳しいものの、本制度がきっかけになり、新たな営農組織づくりを目指すための基盤となった。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○コントラクター組織を設立し農作業の効率化を促進

本制度の実施により、村内にコントラクター組織が設立され、作業負担の軽減や所有機械の削減による経営費の節減効果が見込まれる。

1．協定締結の経緯

当村では、一部地域で共同作業が実施されているほかは、村全体で事業を実施するような集団性の意識はあまり高くはなく、個別作業が主流であった。しかし、農業労働力不足、高齢化等の問題が少しずつ表面化してきていることもあり、本制度を実施することで長年の検討事項であったコントラクター組織（飼料生産受託組織）の設立が可能と判断されたため、協定締結へと進んでいった。

集落協定の概要

市町村名	北海道広尾郡忠類村（ひろおぐんちゅうるいむら）			
集落協定名	忠類（ちゅうるい）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3,017ha	－	－	100%	－
作目	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			20%
4,595万円	共同取組活動分（80%）	役員報酬等		10%
		多面的機能増進活動（農場敷地、国道脇への植栽等）		4%
		生産性向上・担い手定着（農業機械、土壌改良資材購入）		66%
協定参加者 120人	農業者 120人			

協定締結にあたっては、制度の説明及び実施に向けた取組は村及び農業関係機関等で進めたが、実施段階に入ってからは、直接支払制度の集落という考え方を尊重し、農業者自身で構成された「集落代表者会議」で合意形成が進められた。また、協定範囲については、より多くの交付金で大規模な活動を行うため、村内で農業を行なっている農業者全員とした。

２．取り組みの内容

本制度の実施により、労働力不足・労働負担等軽減対策として村内にコントラクター組織が設立され、交付金を活用して、作業機械類一式を購入した。コントラクター事業として、１番草収穫作業（276.5ha)、２番草収穫作業（144.2ha)、コーン収穫作業（48.3ha）を行ったほか、土づくり対策としての堆肥散布（13.4ha）と尿散布（16.3ha）を行った。事業初年度ということもあり事業量は多くはないが、村内農業者の関心は高まっており、今後、家畜糞尿処理施設が各農家に整備されていくにつれ、散布用作業機械が必要となることから、コントラクター組織への作業委託を推進することにより農家の各種負担軽減を図ることが可能となるほか、土壌条件等の影響により、草地生産量が目標値（3.7t以上/10a）に届かない地域が存在することから、コントラクターの有効活用・堆肥等の適正散布・土壌状態の健全化等の指導することが必要である。

その他の取組として、長年の懸案事項である村内草地における土壌酸性化に対処するため、10,000円/ha分の土壌改良資材の配布や、村外からの観光者等が最も目にする機会の多い国道沿いへの景観作物の植栽の実施、環境美化のための花の苗・種子・苗木の各戸配布、農業用廃棄物の戸別回収を行った。

・防散苦土炭カルの購入・配布（221t/年、配布戸数97戸）
・ミックスフラワーの植栽（長さ2,632m、幅3m）
・花の苗等の配布（花の苗 8,739本、苗木 252本、花の種 87袋）
・農業用廃棄物の回収（廃プラスチック47,960kg、農業用ビニール348kg）

３．取り組みによる効果

本制度の導入により、コントラクター組織が設立され、作業負担の軽減等が見込まれるとともに、所有機械の削減も可能となるため、経営費の節減効果が見込まれる。

また、各種の共同取組活動を通じて、野焼き・埋立等の不法処理が減少し、農業用廃棄物適正処理に関する意識向上が着実に進んでいるとともに、牛舎等施設周辺の環境整備の意識向上が進み、全村的に環境美化の意識が浸透してきている。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○生活・生産環境を整備し、担い手の定着を促進

生活・生産環境の整備のため、野積みされた堆肥の移動、農場周辺の舗装化等に補助を行い、担い手農家の定着を促進している。

1．協定締結の経緯

町農業のほとんどを酪農が占める状況で、乳質改善や家畜の個体管理などの全町的な課題について、農協や乳質改善協議会、酪農振興会連合会等の関係機関・団体等により、課題の一部に取り組んではいたものの、地域や農業者の意見に根差した取組は町内20の酪農振興会において行われていた。

協定範囲については、既存地域を越えた農地流動化の推進、共同取組活動の大規模化のため大きくするとの意見と、交付金返還時の危険を最小限にとどめ、共同取組活動に小回りが利き地域要望を反映しやすくするため小さくするとの意見があったが、協議を重ねる中で、事務を委託することになった農協の事務軽減も勘案し、町内を一つの集落として協定を締結することとなった。

集落協定の概要

市町村名	北海道川上郡標茶町（かわかみぐんしべちゃちょう）			
集落協定名	標茶（しべちゃ）			
対象地域	振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
25,099ha	―	―	100%	―
作目	―	―	牧草	―
交付金額	個人配分分			47%
4億33万円	共同取組活動分（53%）	役員報酬、事務費等		2%
		多面的機能増進活動（看板設置、砂利敷設等）		26%
		生産性向上・担い手定着（公共牧野管理、堆肥除去等）		25%
協定参加者	農業者	442人		
459人・組織	生産組織	17		

また、本制度の導入にあたり、１人の農業者や１地域の意見が全体のものとして協議される体制を構築するため、「標茶町中山間地域等直接支払制度推進協議会」を設立し、農業者主導による活動を目指し制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

生活・生産環境の整備のため、交付金を活用して、野積みされた堆肥の移動や、廃屋や廃車の撤去、農場周辺の舗装化、交付対象外の農業者を含めた農業用廃プラスチックの適正処理経費への補助などを行っている。

・野積み堆肥の除去…107戸で実施
・廃屋撤去…13戸、22物件を撤去
・農場周辺の舗装化及び砂利等敷設…108戸で実施
・農業用廃プラスチックの処理…平成13年度で約100tを処理

また、農村景観を生かし都市住民にも開かれた地域づくりのため、地域と農場の入口への地域の特徴を生かした看板の設置や農村公園の管理経費の補助など、地域や農場の環境美化等を実施している。

更に、地域農業の担い手を育成するため、交付金を活用して、全協定参加者が年２回各種農業研修会に参加するための補助、後継者の婚姻時や家族の不幸の際の酪農ヘルパー利用のための補助、ＩＴ活動の促進等に取り組んでいる。

その他、農作業受託組織については、農協営コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧野等の農作業支援システムを確立し、推進するとともに、交付金を活用して、利用料の補助等の支援を行っている。

３．取り組みによる効果

本制度の導入を契機として、全ての地域において全参加者による話し合いが行われ、地域と地域農業の現在の課題、将来の姿について活発な議論が行われたことから、参加者内外の、地域づくりに対する意識の高まりと、積極的な参画が生まれている。

その結果、地域の環境整備・美化、地域農業の効率化・安定化、生活環境の改善に対する取り組み等が行われている。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○集落内外の担い手農家に利用権を設定

集落内の中核農家や集落外の個別協定農家が農用地を借り受け、農作業受託を行うことにより、担い手の定着を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、高齢者の一人暮らし世帯が多いため、耕作放棄地の増加が懸念された。また、農用地の標高も村内では比較的高く生産条件が不利であるため、本制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、行政区の区長と集落の役員で検討され、集落総会にて合意形成された。

集落協定の概要

市町村名	愛知県東加茂郡下山村（ひがしかもぐんしもやまむら）			
集落協定名	大林（おおばやし）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
12ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
122万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		9%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		18%
		水路農道管理（周辺林地の下草刈り）		18%
		その他		5%
協定参加者 25人	農業者 25人			

２．取り組みの内容

当集落には、高齢者のひとり暮らし世帯が多く、各農家での耕作が困難な状況である。そのため、集落内の中核農家や集落外の個別協定農家が農用地を借り受けたり、農作業受託を行うことにより、耕作放棄地の発生を防止するとともに、担い手の定着を図っている。

現在までに、利用権設定が集落全体で約4.7ha（うち集落内中核農家（３戸）224a、集落外個別協定農家158a）についてなされており、集落内外の担い手農家に集積されている。また、作業受託については２ha程度が見込まれる。

また、協定参加農家の１畜産農家から堆きゅう肥の提供を受け、集落内の農家婦人を中心に有機野菜の栽培を行っており、毎年11月には集落の祭礼時に農林産物の品評会を開催している。

３．取り組みによる効果

本制度への取組を通じて、利用権設定により農用地の貸借が容易になり、高齢者の耕作継続の負担が軽減されたことから、農用地の健全な管理が行われている。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○集落営農の法人化に向けた取組

交付金を活用して、農作業受委託等を促進し、機械・施設の整備を行ったことから、営農組合の活動が活発となり、法人化する動きが出てきた。

1．協定締結の経緯

当地区では、地区の全戸が加入する営農組合を組織し、計画的な大型機械の導入や作業の共同化・効率化を図ってきた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということが、地域農業の担い手となる営農組合の活動目的と合致することから、営農組合を中心として、本制度を導入することとなった。

集落協定の概要

市町村名	兵庫県佐用郡南光町（さようぐんなんこうちょう）			
集落協定名	東徳久（ひがしとくさ）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
43ha	100%	－	－	－
作目	水稲、ひまわり、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
504万円	共同取組活動分（100%）	農地法面、農道、水路の点検等		72%
		多面的機能増進活動（廃材・廃車回収等）		20%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		8%
協定参加者	農業者	113人		
115人･組織	生産組織	1		
	水利組合	1		

２．取り組みの内容

農業生産活動として、地域農業の担い手である営農組合を中心として、大型機械の共同利用による低コスト化及び農地集積を図るとともに、転作のブロックローテーションによる農用地の効率的な利用を図るなど、集落全体での生産体系を推進している。特に、平成12年度からは、農業者の高齢化等により農業生産活動が困難になった農用地について、営農組合が経営を受託し、農用地の管理を行っている。

また、平成13年度には、集落営農経営確立支援事業により「ミニライスセンター」を建設したことから、集落内の乾燥調製作業を営農組合が受託し、集落全体の営農コストの低減を図っている。

作業受託の内容	・田植え	20.8ha	
	・乾燥調製	15.0ha	
	・全作業受託	4.6ha	など

更に、転作については、団地化を図るとともに、作業を営農組合が全面的に受託し、一括管理している。転作作物として、景観形成作物であるひまわりを約７haの農用地に作付けし、開花時期には「ひまわり祭り」を開催するとともに、スイートコーンのもぎとり園や農産物の直売所、小・中学生の体験農園等を実施するなど、集落全体で都市住民との交流活動を展開している。

３．取り組みによる効果

共同施設の整備や営農活動については、費用負担を伴うことから、意欲はあっても実施に至らないことがあったが、本制度の交付金を全額共同取組活動分に充当することにより、営農組合の活動が一層活発となり、平成14年度には、営農組合が法人化する見込みである。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○農事組合法人に農用地を集積

認定農業者で構成する農事組合法人を地域の担い手として位置づけ、農用地の利用集積を推進している。

１．協定締結の経緯

当地区では、昭和62年から平成６年までに、ほぼ全ての農用地についてほ場整備を行い、10年前から全員参加の笠木営農組合により、共同機械を整備し、オペレーターによる農作業受託、共同作業を行ってきた。

以前より、営農組合の活動の充実、将来的な集落営農の考えがあり、営農組合がベースとなって集落協定に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、ほ場整備が終わっていることと、全員参加の営農組合があったことから、基盤整備済み農用地全てを対象農用地とし、地域の担い手として位置づけている認定農業者で構成する法人組織（農事組合法人かさぎ）も協定に参加している。

集落協定の概要

市町村名	鳥取県日野郡日南町（ひのぐんにちなんちょう）			
集落協定名	笠木（かさぎ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
75ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			56%
1,411万円	共同取組活動分（44%）	役員報酬		4%
		水路農道管理		25%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		5%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		10%
協定参加者 70人	農業者 70人			

また、５年間の耕作は無理と思われた人もいたが、耕作できなくなったときは集落が責任を持って耕作放棄の発生を防止するということで協定への参加を図った。

２．取り組みの内容

高齢化が進む中で、平成６年に認定農業者を中心に農地の受け手となる法人組織（農事組合法人かさぎ）を立ち上げ、地域全体の担い手として位置付けている。構成員は現在16名であり、法人組織への農用地の利用集積も行われつつあり、現在までに約７haが法人に集積された。

集落協定の共同取組活動として、大豆の乾燥機・選粒機といった共同機械や多面的機能の増進として周辺林地の下草刈りを行うための刈払い機の購入を行い、営農組合の生産活動の充実を図っている。

３．取り組みによる効果

協定締結を通じて、営農組合の活動が充実し、共同作業に対する意識が強くなり、祭り等のみんなで行う地域活動も活発になってきた

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○営農組織の法人化に向けた取組

集落全員参加の営農組織「堤田営農研究会」を母体とした法人の設立に向けた取組により更なる集落の発展が期待される。

１．協定締結の経緯

当地区では、以前から様々な集落活動に積極的に取り組んできており、平成６年度の県単独集落営農事業から始まり、平成９年度の町単独集落営農継続事業を通じて、平成11年度に集落全員参加の営農組織「堤田営農研究会」が発足し、現在、多様な機能を持った各部会組織（９部会）が自主的に各種の集落活動を行っている。

しかしながら、昭和50年代中頃から実施した基盤整備がほぼ100%終了したものの、近年荒れ地が目立つようになってきて危機感を持っていたことや、営農研究会での活動や電気牧柵の維持管理等を通じ、集落内の農用地の保全と将来にわたって持続的な農業生産活動を模索し、調和のとれた集落形成を目指して地域が一体となって調査研究を行うこととしたことを契機に、営農研究会が集落協定の運営主体となって本制度に取り組むこととなった。

集落協定の概要

市町村名	島根県鹿足郡日原町（かのあしぐんにちはらちょう）			
集落協定名	堤田（つつみだ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
31ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
640万円	共同取組活動分（100%）	電気牧柵管理、共同防除薬品代の助成等		47%
		溜め池、水路等管理費（水利組合に支払い）		14%
		排水路、農道等管理費（自治会に支払い）		6%
		魚・昆虫保護、景観作物作付け等		33%
協定参加者	農業者	56人		
67人等	その他	11		

協定締結にあたっては、堤田営農研究会を母体とし、また、営農研究会は自治会との共同取組を行っていることから、非農家も含めることとした。なお、集落協定の運営は営農研究会が行っている。

2．取り組みの内容

集落全体が力を合わせながら自分たちの集落は自分たちで守る他に方法がないという考えのもと、明日の集落づくりのため、集落営農の法人化のために、交付金は全額共同取組活動分として使用し、営農研究会の各部会に配分している。

・耕作放棄地等の管理運営及び畦畔の草刈り点検（農地管理部会）
・農業機械、施設の共同利用の促進（共同機械部会）
・一斉防除による米の品質向上並びに適正な管理運営の推進（共同防除部会）

現在までに、荒廃農地の復元管理作業による農地管理、共同防除機・刈払刃研磨機の共同利用機械の購入による共同化の促進、集落営農の拠点となる施設の用地確保を行うとともに、平成12～13年度において「がんばる島根農林総合事業（県単事業）」を活用した視察研修、おいしい米づくり研究等のソフト活動を行った。

その他、営農研究会の活動として、イノシシ被害対策のための集落全体に対する電気柵の設置や、農産物直売所の運営も行っている。

3．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、集落営農組織の法人化について話し合いが進み、前向きに検討されるようになった。その結果、集落営農の拠点となる施設が整備されるまでには、法人を立ち上げたいとしており、更なる集落の発展が期待される。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○集落協定締結を契機として特定農業法人化

協定締結を契機として、営農合理化組合が特定農業法人となった。また、以前から計画のあったイノシシ牧場や直売所を、交付金を活用して運営している。

１．協定締結の経緯

当地区では、国営農地再編整備事業による基盤整備が平成８年に完了したことを契機に設立した「小国営農合理化組合」が、農作業の共同化による効率的な営農の展開を図っていた。

こうした取り組みの中から、「農地は地域全体の財産として地域全体で守る」という総意のもと、以前から直売所やイノシシ牧場の計画があり、交付金を活用すれば計画の実践に向けてはずみとなることから、営農合理化組合がベースとなり本制度に取り組むこととなり、集落協定の合意形成は円滑に行われた。

集落協定の概要

市町村名	山口県阿武郡むつみ村			
集落協定名	小国			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
20ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
246万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		5%
		水路農道管理		8%
		多面的機能増進活動（イノシシ牧場・直売所運営等）		22%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		12%
		集会所整備		3%
協定参加者	農業者	13人		
14人･組織	生産組織	1		

協定範囲は、今までの取組の経緯から営農合理化組合の範囲とし、協定参加者は、組合に参加している農業者及び組合組織とした。また、営農合理化組合の役員が中心となって、合意形成を推進し、集落協定の役員も務めている。

２．取り組みの内容

「営農合理化組合」は協定締結時には任意組織であり、協定の取組として法人化へ向けての視察研修の実施を通じて、平成13年12月に特定農業法人である「農事組合法人小国ファーム」となった。

主な活動として、小国ファームがイノシシ牧場を整備・経営し、シシ肉の加工・販売を行うとともに、近隣の５集落と連携して協議会を組織し、村が整備した直売所を運営しており、直売所を利用したシシ肉及び農産物の販売を行っている。

その他に、農林作業の協業化及び受託の促進、共同利用機械施設の設置・運営、ブランド米促進のための共同取組による堆きゅう肥の施肥といった、営農の継続に向けた取組が行われている。今後、農産物の加工・販売にも取り組む計画であり、現在検討を行っている。

３．取り組みによる効果

営農合理化組合が法人化したことにより、10年間の利用権設定がなされ、農業生産の継続が確保された。今後は、集落外からの作業受託も推進していく予定である。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○営農集団を担い手と位置付け農作業受委託を促進

共同機械で共同作業を行っている営農集団を地域の担い手と位置付け、農作業受委託の拡大促進を図る。

１．協定締結の経緯

当地区では、平成５～８年にほ場整備を実施し、その後平成９年から、田植機やコンバインといった共同機械で共同作業を行う営農集団（構成員６名、耕作面積4.5ha）が、地域の担い手として活動している。

町から自治会単位で本制度について説明があり、集落としても高齢化で後継者がいなくて危機感を持っていたところだったので、本制度に取り組むこととなった。

協定の締結にあたっては、ほ場整備を実施したところを中心として、以前から祭り行事などによりまとまりのよかった自治会を協定範囲としており、また、町からの説明会には全員で参加しており、早くから合意形成が図られた。

集落協定の概要

市町村名	香川県綾歌郡綾上町（あやうたぐんあやかみちょう）			
集落協定名	四歩市上下（しぶいちかみしも）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
13ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
267万円	共同取組活動分			50%
協定参加者	農業者　28人			
28人				

２．取り組みの内容

共同機械で共同作業を行っている営農集団を中心として、研修等を通じてオペレーターの育成を行い、農作業の受委託を促進し、利用集積面積を拡大することにより担い手の育成を図り、今後は、営農集団を中心として、農作業受委託組織を育成することとしている。

その他の活動として、水路補修、ため池の下草刈り等の水路・道路の維持管理や、多面的機能を増進する活動として、法面の草刈り等の棚田の保全活動を行っている。また、合理的な水管理を行うために、パイプライン構想を推進することとしている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、農地管理に対する意識が強まり、早い時期に作業を行うようになった。

また、全員で先進地への視察研修を行い、他集落（徳島県勝浦郡上勝町（かつうらぐんかみかつちょう））との交流が図られるとともに、共同取組活動を通じて集落内の世代間の交流が図られた。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○営農組合による転作作物の作業受委託を促進

担い手農家が３名と少ない状況にあるため、地区の農地・農業を守るために、営農組合による転作作物の作業受委託を実施している。

１．協定締結の経緯

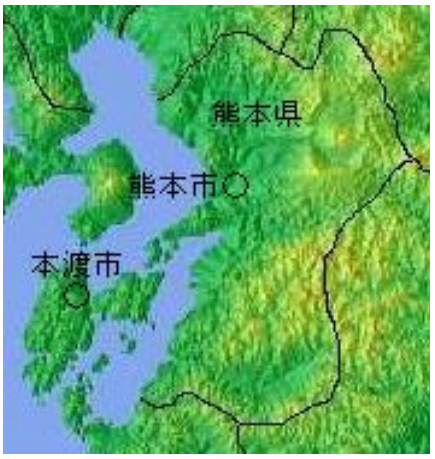

協定締結以前は、水田の基盤整備を実施したものの、農家の高齢化・兼業化により、水稲以外の土地利用型作物の作付けが進んでいなかった。

平成12年度からの転作制度（水田農業経営確立対策）により、旧宮地岳村地区でも宮地岳営農組合を組織し経営確立助成金の交付を受けることとなった。そのことにより、みんなで話し合って農業を行う雰囲気が生まれつつあった。

同時期に市より直接支払制度の説明を受け、農家の高齢化・兼業化により担い手の確保ができないと思われているところに、営農組合が組織化され担い手の確保が図られることで問題の解決ができるとして、協定の締結を進めることとなった。

集落協定の概要

市町村名	熊本県本渡(ほんどし)市			
集落協定名	宮地岳(みやちたけ)			
対象地域	特定農山村、半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
69ha	100%	－	－	－
作目	水稲、大豆、飼料作物	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
550万円	共同取組活動分（50%）	水路農道管理		13%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		24%
		農業振興会事務費		13%
協定参加者 128人	農業者 128人			

協定締結にあたっては、市、ＪＡ本渡五和宮地岳支所、農業委員会等で協議し、営農組合が旧宮地岳村地区全体を対象としていること、営農組合の資金運用面で都合が良いこと、営農計画を地区全体で策定できることから、当地区全体を協定範囲とした。また、対象農家を一同に集めた集落座談会で説明を行うとともに、欠席者には、ＪＡと連携して説明を実施し、地区全体の連携により、協定締結に至った。

２．取り組みの内容

当地区は、農家の高齢化・兼業化が進み、担い手農家が３名と少ない状況にある。そのため、地区の農地・農業を守るために、営農組合による作業受託を実施している。主なオペレーターは、当初は認定農業者１名だったが、兼業農家及び非農家の中から個別に相談し、新たに２名を確保した。オペレーターを確保するには、それなりの仕事量（運営資金）の確保が必要であるため、転作作物（大豆、飼料作物）の作業受託を推進し、平成13年度には29.4haを受託した。また、委託農家に負担をかけないため、転作の経営確立助成制度に取り組み、1,378万円の経営確立助成金の交付を受けた。なお、水稲については、平成14年度から作業受託を始めることとなった。

・作業受託面積
　平成11年度　　0ha（集落協定締結前）
　平成12年度　22ha（大豆 8ha、飼料作物14ha）
　平成13年度　29ha（大豆16ha、飼料作物13ha）
　平成14年度　33ha（大豆18ha、飼料作物13ha、水稲）

また、農作業受託のためには、農業機械の確保も必要であり、農業機械の共同購入のために、直接支払制度の交付金の一部を積み立てるとともに（平成12年度275万円、平成13年度191万円）、集落全体で転作を行うことにより得られる助成金（特別調整水田助成金等246万円）も活用している。これにより、平成13年度には、トラクター、乗用田植機、モア（草刈り機）を購入し、作業受託用として使用している。

３．取り組みによる効果

水田の基盤整備を行ったものの、各農家が耕作できなくなった場合の不安を抱えていたが、オペレーターを確保し、営農組合が作業受託することにより、不安が解消された。また、機械の共同購入がスムーズに進むようになり、機械等への過剰投資が抑制され、農業の生産コストの削減につながった。だが、最大の効果は、地区の農地・農業をみんなで保全していこうという意識が生まれてきたことである。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○酪農家による１村１協定

交付金を有効利用するため、地区を超えて１村１協定を締結。また、家畜糞尿の適正処理を推進するため、堆肥散布作業の受委託を促進している。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、大きく分けて６地区の酪農集落で、各々に取組を進めてきたが、交付金の有効利用を図るため、地区範囲を超えて、１村１協定として取組をすることの効果が認識され、酪農経営の安定と課題解決に向けられている。

協定締結にあたっては、村、農協で各地区に回り、本制度の説明会を開催し、共同取組活動の内容を理解してもらい、全村の酪農家が１協定として取組を進める効果を認識して合意に至った。

集落協定の概要

市町村名	北海道宗谷郡猿払村（そうやぐんさるふつむら）			
集落協定名	猿払（さるふつ）地区			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4,645ha	－	－	100%	－
作目	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			50%
6,967万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		1%
		農地法面、農道、水路の点検等		1%未満
		多面的機能増進活動（廃材・廃車回収等）		10%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		39%
協定参加者	農業者	79人		
80人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

これまで遅れていた家畜糞尿の適正処理を集落共同の課題として認識するとともに、共同取組活動として位置付け、トラクター及びマニアスプレッターなど堆肥散布機械等の購入を計画し、農協と集落で機械の管理と堆肥散布作業の受委託を交わし、堆肥の有効利用と粗飼料の確保を目指すこととしている。

近年は、生乳生産量の拡大を目指して、乳牛の飼養頭数の増頭がなされるとともに、搾乳を始めとした農作業に従事する労働形態も変化してきており、作業の分業化が大きな課題となってきている。こうした中で、家畜糞尿の有効利用と適正な処理については、委託することで、その解決策を見出そうとしている。今後は委託料等について見直し、一人でも多くの農業者に利用してもらうことで、目標の達成に繋げたいとしている（平成13年度は25戸利用）。

また、新規就農者対策については、猿払村新規就農者受入れ対策協議会と連携し、研修生の受入れに積極的に取り組むとともに、ヘルパー組合等で研修を積み研鑽を重ねている（平成12年：１名、平成14年：１名就農予定、現在２名が研修中）。

３．取り組みによる効果

農村景観を認識するようになり、農作業機械の廃車等の整理等が図られた。また、地区の案内看板を設置し、都市住民との連携を図ろうとしている。高齢者対策として、平成14年に花壇等の植付けや、管理をしてもらうことにより、地域集会場の環境美化に寄与することを期待している。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○営農組合が６協定の共通事務局を担当

営農組合が地域内の６集落協定の共通事務局を担い、集落間調整を図りながら、交付金の円滑な申請・精算事務を行っている。

１．協定締結の経緯

平成８年度に「農用地の効率的かつ総合的な利用を図り豊かな生活基盤の確立と生産活動の活性化と組合員相互の親睦を図る」ことを目的に、稲瀬地域内の農業者で構成する地域農業集団「稲瀬町国見営農組合」が設立され、担い手組織としての取り組みを行ってきた。

このことから、平成12年度に当組合が地域内６集落の共通事務局としての役割を担うこととして、本制度に取り組むこととなった。

集落協定の概要

市町村名	岩手県北上市（きたかみし）			
集落協定名	上台（うわだい）、上門岡（かみかどおか）第１、上門岡（かみかどおか）第２、水越（みずこし）、大谷地（おおやち）、内門岡（うちかどおか）（全６集落協定）			
対象地域	特認地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
113ha	99%	1%	－	－
作目	水稲	栗	－	－
交付金額	個人配分分			50%
2,355万円	共同取組活動分（毎年度総会の場で内訳を決定する）			50%
協定参加者 148人	農業者 148人			

協定締結にあたっては、集落協定の認定に向けて、要件該当可否の公正化や協定漏れのないように、稲瀬地域農業振興推進協議会に本制度に対応する専属事務局を設置し、制度趣旨の徹底と対象者への理解を図った。

また、共通事務局に国見営農組合を選任し、各集落の管理体制に係る集落間調整を図った。

２．取り組みの内容

地域内６集落の協定を管理するため、国見営農組合が共通事務局を担い、集落間調整を図りながら、交付金の円滑な申請・精算事務を行っている。

共同取組活動としては、水路・農道の管理、周辺林の下草管理等を行うほか、担い手の定着のための活動として、研修等への参加によるオペレーターの育成・確保や学習会、先進地研修等への参加を行っている。なお、国見営農組合には現在26名のオペレーターがいる。

３．取り組みによる効果

アンケートを行ったところ、「農用地の貸借権の設定、農作業の受委託面積が増加した。」、「世代間の交流や女性・高齢者の活動が活発になった。」、「農地法面や道水路の草刈り等がきれいにされるようになった。」、「寄り合いの回数や参加人数が増加した。」といった意見が寄せられている。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○法人を設立し農用地集積・作業委託等を推進

特定農業法人の設立・育成及び専従者等の養成、法人への農用地集積・作業委託の推進、法人の協定への参加など、主に法人を中心とした取組を推進している。

１．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から、既存４集落から構成される農地利用改善団体「小田代水稲栽培組合」の範囲内で地域農業についての合意形成や稲作全面協業を行ってきた。よって、協定締結の際も、当初は小田代水稲栽培組合の範囲を１つの集落協定で締結するとの考えであった。

一方、江刺市ではＪＡと市が連携を図りつつ集落営農推進に取り組んできた経緯がある。特にＪＡでは旧市町村にある支所単位で営農・生活の取組への指導を行っており、農家との関係も市に比べ密接であることから、制度推進の際もＪＡと関わりの深い農家組合単位で推進した結果、組合全体の範囲での協定締結には至らず、組合の一部及び農事組合法人により集落協定が締結された。

集落協定の概要

市町村名	岩手県江刺市（えさしし）			
集落協定名	小田代水稲組合（こだしろすいとうくみあい）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
28ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			25%
602万円	共同取組活動分（75%）	役員報酬		9%
		農用地に関する事項（法面管理）		18%
		水路農道管理		38%
		多面的機能増進活動（堆きゅう肥の施肥等）		3%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		7%
協定参加者	農業者	42人		
43人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

協定の取組内容として、特定農業法人の設立・育成及び専従者等の養成、法人への農用地集積・作業委託の推進、法人の協定への参加など、主に法人を中心とした取組を推進している。

また、高齢化等により管理作業が不可能となりつつある農家や不在地主の所有地の管理は法人職員によりなされているが、その他の農地所有者に関しては、たとえ法人に貸し付けている農地であっても畦畔除草と水路清掃の責任を負うことを義務付けている。これは地域構成員としての自覚を持ってもらい、農業からの完全離脱を防ぐための取り決めとなっている。

具体的な活動としては、農事組合法人アグリコーポ小田代の設立（平成12年８月）、法人への農用地集積（約5.2ha）・農作業受託の実施、転作大豆の団地化（約７ha）、隣接集落や非農家を交えた転作大豆の加工への取組、農地畦畔除草作業、用排水路・河川清掃・堤及び農道の草刈り、たい厩肥・稲藁鋤き込みの作業委託、バックホーの購入、小学校への体験ほ場の設置、各種研修会への参加など、様々な取組が行われている。

３．取り組みによる効果

本制度の導入により、従来からの農地所有者や法人職員による管理労働が費用化されたことや、共同作業に地域住民が参加することによって地域農業を守ることへの意識が変化してきたことから、地域のまとまりが出てくるとともに、農用地等の管理が徹底され、地域全体が「きれい」になった。

今後の農業活動または集落活動を維持していく為には、農業者のみならず、住民各層に対して制度の浸透を図る必要がある。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○担い手とその他の農家との分担による複合経営

担い手農家は土地の集積による土地利用型農業を行い、その他の農家はそばによる高付加価値型農業を行い、分担による集落の複合経営を実現している。

1．協定締結の経緯

協定締結以前は、山村振興等農林漁業特別対策事業等により、農道の整備、集落公園の整備等のハード事業に取り組んでいたが、農業者個人の経営状況を改善する最良の施策は、直接支払制度であるとの認識が広まり、協定締結の気運が高まった。

従来から集落単位で営農をはじめとした種々の活動を行っており、土地改良区も集落を単位としていたため、農業者、土地改良区、生産組織を参加者として、協定を締結した。

集落協定の概要

市町村名	山形県天童市（てんどうし）				
集落協定名	田麦野（たむぎの）				
対象地域	振興山村地域				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
34ha	100%	―	―	―	
作目	水稲	―	―	―	
交付金額	個人配分分			50%	
586万円	共同取組活動分（50%）	水路農道管理		12%	
		多面的機能増進活動（景観作物作付け等）		18%	
		生産性向上・担い手定着（農業機械共同購入等）		20%	
協定参加者	農業者	42人			
44人･組織	生産組織	1			
	水利組合	1			

協定締結にあたっては、市では、制度の説明会の開催、集落協定書作成の指導を行い、その説明を受け、田麦野地区山村振興協議会、田麦野地区地域づくり委員会の委員が中心となり、合意形成を図った。

２．取り組みの内容

畦畔の除草、水路・農道の管理などは、集落の申し合わせにより土地改良区、生産組織と連携して定期的に行い、数戸の担い手農家は土地の集積の受け皿となり土地利用型農業を行う。また、その他の農家は、新規作物であるそばを導入し、生産から販売までを手がける高付加価値型農業を営み集落による複合経営を実現することとしており、担い手農家とその他の農家の分担が図られている。

また、そば栽培では、農家と生産組合とが連携し、作業の効率化のため共同機械としてそば用コンバインを１台購入し栽培面積を増加させ、より多くの農家に高付加価値農業が推進できる体制を整えている。

その他に、集落リーダー・オペレーターを新技術の修得のため研修会に参加させるなどの活動も行っている。

３．取り組みによる効果

病気により耕作放棄地になる恐れがある農用地を各農家に分配し、受託作業で対応するなど、協定締結により、集落の農用地管理に対する意識の変化と意志の統一が図られるとともに、話し合う機会が増え、集落の団結が強化された。このため、集落内の農用地については、集落全体で管理しなければならないという意識が高まっている。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○ＪＡ支店内の集落をまとめて協定を締結

高齢化が進み協定締結さえもままならない集落でも、広域的に集落協定を締結することにより、地区全体の担い手がカバーする体制が取られている。

１．協定締結の経緯

東沢地区は農用地の90%以上が水田であり、以前から水稲単作が主体で個別完結の農家が多く、地区内に米の共同乾燥施設は整備されていない。また、ほ場整備は行われているものの、小区画のほ場であり平坦部と比較して作業効率は上がらない状況であった。

本制度については、制度発足以前から農家の期待が高く、悪条件のため引き受け手がなかなか見つからない農用地についても、十分な管理が行われる制度として取り組まれることとなった。

集落協定の概要

市町村名	山形県東置賜郡川西町（ひがしおきたまぐんかわにしまち）			
集落協定名	東沢（ひがしざわ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
66ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			3%
1,390万円	共同取組活動分（97%）	役員報酬		2%
		農用地に関する事項（法面管理）		48%
		水路農道管理		25%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		22%
協定参加者	農業者	52人		
55人･組織	生産組織	2		
	その他	1		

協定の範囲は集落単位に留まらず、ＪＡの支店単位とした。これは、行政地区、小学校区とも一致し、営農を始めとして種々の活動の単位であるとともに、集落単位では高齢化が進み協定締結さえもままならない集落でも、地区全体の担い手がカバーする体制が取られることとなるためこの範囲とした。これにより対象農用地の耕作者の殆どが協定に参加することとなった。

協定締結にあたっては、転作等の管理調整を行う農事実行組合の代表者を予め招集し事業の説明を行い、集落内の農地の状況及び個々の営農状況を把握している実行組合の役員が集落協定の役員となるとともに、地区内を転作のつながりのある６ブロックに分割してそれぞれのブロックごとに地権者に対し制度の説明と協定への参加を呼びかけた。

２．取り組みの内容

当地区では、ＪＡ支店単位に営農体制がとられているため、ＪＡの支店の範囲で１集落協定を締結し、転作の集団化や作業の受委託促進等についての話し合い活動が行われている。

また、協定締結後、平成12年度に農用地の管理及び農作業の受託を行う組織として、地区内の担い手農家を中心とした組織「夢里農園」が設立され、平成13年度から協定に参加している。更に、協定締結後に認定農業者が新たに１名増え、現在は10名となるなど、担い手の定着・確保が図られている。

その他、水田作業と併せて、転作作物としての大豆の基幹作業の受委託を促進し、オペレーターとしての担い手の確保、育成に努めている。

３．取り組みによる効果

農業者の高齢化が進み、後継者もいない状況で将来に不安を抱えている農家が少なくなかった。一方で米価の低迷により、規模拡大や水稲から他作物への転換の選択を迫られていた農家が、地区の優良農地を保全して行くとの考え方にたち、農家間の利害関係が一致したため、水田の基幹作業や大豆の基幹作業の受委託が促進された。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○農業公社と連携し観光農業を推進

豊富な観光資源や農業を活かしたグリーン・ツーリズムを柱に据えて地域の振興に努めるとともに、農業公社と連携し、農作業の委託を行っている。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、年２回の水路の管理のみを行っていたが、将来的に農用地の保全を行うには、集落全体で維持する必要があり、また、そうしていかないと集落そのものの維持ができなくなるという機運が盛り上がったため、協定を締結するに至った。

協定締結にあたっては、集落内で土地所有面積の最も多い農業者が組合長となり、組合長宅において何度も話し合いが行われ、その中で合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	福島県南会津郡舘岩村（みなみあいづぐんたていわむら）			
集落協定名	押戸（おしど）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
70万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		7%
		水路農道管理		36%
		その他		7%
協定参加者 5人	農業者	5人		

２．取り組みの内容

村で進めているグリーン・ツーリズムの取組と連携し、民宿用野菜、体験農園用のブルーベリー、赤カブの栽培に取り組んでいる。

・体験農園用としてブルーベリー等を植栽した面積　12a

また、舘岩村農業公社と連携し、公社を協定農用地の農作業の担い手として位置付け、高齢者所有の転作田におけるそば等の作物の播種から大型コンバインによる刈取までの作業を公社に委託して、農用地の維持管理を行っている。

更に、集落協定の目標としている耕作放棄の防止については、一部耕作放棄地の再耕起もなされ、農業公社の農作業の受託や村で推進している景観形成作物の導入等を積極的に取り入れて、農用地の有効活用が図られている。

・一部耕作放棄地を再耕起した面積　5a
・景観形成作物（コスモス）の植栽をした面積　7a

３．取り組みによる効果

制度導入前は、個々で農地の管理を行っていたが、協定締結により耕作しそうな農用地がある場合は協定集落で管理する仕組みができた。

また、協定締結を機に集落でのコミュニケーションができ、集落内での話し合いの場が多くなった。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○非農家を含めた集落環境整備の取組

農道や水路は集落の貴重な財産であるという考えのもと、農家・非農家を含めた集落全体で植栽や環境整備を行っている。

１．協定締結の経緯

当集落では、以前より用水の受益単位や農道の受益単位での維持管理は行われていたが、ほ場整備の完了にともない集落の生活道としての利用も増加し、集落の財産としての維持管理を模索していた。また、災害等による復旧工事も必要となった。

更に、平成12年度に村の福祉施設「まどいの丘」が当集落にできたこともあり、農道・水路、「まどいの丘」施設内の「健康の森」等は、土地改良区や村の所有であるものの、集落の貴重な財産であるため、集落全体で維持管理をするという考えのもとに、非農家10戸を合わせた集落全体45戸が協定に参加している。

また、協定締結にあたっては、地区の農業委員が代表者、集落の役場職員等が協定役員となり、月１度の集落の定例会等で全員の意見を聞き、合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	愛知県東加茂郡下山村（ひがしかもぐんしもやまむら）			
集落協定名	神殿（かんどの）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
17ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			39%
242万円	共同取組活動分（61%）	役員報酬		8%
		農用地に関する事項（法面管理）		6%
		水路農道管理		31%
		多面的機能増進活動（「健康の森」の植栽・草刈等）		6%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、農地集積等）		4%
		事務費、次年度活動費積立金		6%
協定参加者	農業者	43人		
54人	非農業者	11人		

２．取り組みの内容

「まどいの丘」施設内の「健康の森」約0.5haに平成12年６月に山桜、ハナミズキ、かえで、つつじ等約350本の植栽を実施するとともに、３回／年の草刈り、施肥などの管理作業を集落の環境整備作業とあわせて、多面的機能を増進する活動として実施している。

また、健康の森付近の耕作放棄地約30aを利用し、季節により花壇苗の植え付けやアジサイの植栽をし、周辺の環境整備を行っている。植栽苗等は、協定参加農家である施設園芸農家に栽培を委託し、交付金で購入している。

集落協定の締結時に、協定参加者である農家・非農家全戸が集まり、集落全体で多面的機能を増進する活動として、「健康の森」の植栽及び管理作業に取り組む旨の賛同を得ており、目標どおりの活動を展開をしている。

平成12年度	「健康の森」植栽	350本
	パンジー植栽	2,000本
平成13年度	アジサイ植栽	680本
	パンジー植栽	8,000本

３．取り組みによる効果

協定の活動を通じて、農家・非農家を含めた集落全体で環境整備及び農道・水路等の維持管理を行うことに抵抗がなくなった。また、集落で今後の営農等について話合う機会ができた。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○市民との連携による耕作放棄の防止

耕作放棄地を復旧し、その一部を市民農園として開設し、市民の手を借りて農地として利用。

1．協定締結の経緯

同市杉山集落は、福井県境に近い青葉山の山腹に抱かれた16世帯60人の集落であり、高齢化（65歳以上の人口比率が36%）、急傾斜地等の不利な耕作条件、有害鳥獣被害の拡大等により耕作放棄が進み、耕作放棄率が市平均の10%を上回る28%と最も耕作放棄が進んだ集落となっている。

このため、直接支払い制度への取組を契機に、これまで手がつけれなかった耕作放棄地の復旧活動を行うこととし、耕作放棄地を広く取り込んだ集落協定を締結した。

具体的には、平成13年度に34aの耕作放棄地を復旧・整備することとしたが、復旧した農地が人手不足で再び放置されることが懸念されたことから、一部を市民農園として整備し、市民に利用してもらうこととなった。

集落協定の概要

市町村名	京都府舞鶴市（まいづるし）			
集落協定名	杉山（すぎやま）			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
6ha	90%	10%	―	―
作目	水稲	トマト	―	―
交付金額	個人配分分			0%
128万円	共同取組活動分（100%）	耕作放棄地の復旧		74%
		市民農園の開設		19%
		役員報酬		7%
協定参加者	農業者	18人		
19人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

復旧した農用地の一部を市民農園として開設し、市民の手を借りて農用地として利用している。農園の利用者は農作業、除草、散水、収穫等を行い、農業者からは農作業の指導や農機具の一部貸与などを行っている。農園の利用者に対しては、杉山集落の農用地を管理するボランティアという認識を持ってもらうことを説明し、理解を得た上で、利用者（市民）と利用契約を交わしている。

平成13年９月からの開設にも関わらず、20区画（畑、50㎡/１区画）に対し、14区画（個人12人、団体２組）の応募があり、花、にんにくなどが栽培された。

平成15年度以降も耕作放棄地の復旧を進めることとしており、平成15年度には約13a、平成16年度には約14aの復旧を進めることとしている。なお、平成14年度分については、平成13年度に前倒しで復旧を行った。

３．取り組みによる効果

集落では市民との交流が増え、収穫交流祭を行うなど盛り上がりを見せており、杉山集落には誇りと自信が生まれ、市街地住民には杉山集落への理解が生まれている。集落の人々と市民農園の参加者の輪は、かつて沈滞していた集落のムードを変えただけでなく、「農園の大豆と地域の名水”杉の清水”を使っての豆腐づくり」、「そば打ち体験」、「わさび田の復旧」など次々とむらづくりを発案・行動する活気をもたらしている。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○ボランティアの受け入れ等により都市住民と交流

棚田オーナー制度、市民農園の運営、棚田ボランティアの受け入れ等に取り組んで、都市住民との交流を行うなど集落の活性化を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前より、都市住民との交流を活用した棚田オーナー制度による棚田保全に向けた取組や、集落営農組織による大豆や景観形成作物等の作付けを行うなど、多様な取組を行ってきた。このような取組を踏まえ、担い手の確保、地域の活性化に取り組むため集落協定を締結した。

協定締結にあたっては、農業生産活動等を行ってきたまとまりである集落（行政区）の一部の急傾斜農用地を範囲とするとともに、農業者の集まりである農会が中心となり、対象農用地の耕作者、権利者、集落営農組織等の合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	兵庫県三田（さんだし）市				
集落協定名	上槻瀬（かみづきせ）				
対象地域	特認地域				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
9ha	100%	―	―	―	
作目	水稲、大豆	―	―	―	
交付金額	個人配分分			0%	
198万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬、フィルム代、現像料、コピー代		5%	
		農用地に関する事項（鳥獣被害防止対策）		4%	
		水路農道管理		21%	
		多面的機能増進活動（棚田オーナー制度の実施等）		56%	
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託等）		14%	
協定参加者	農業者	19人			
22人・組織	生産組織	1			
	水利組合	1			
	その他	1			

なお、交付金の配分については、地域の活性化等に役立てるために、共同取組活動分に全額配分している。

2．取り組みの内容

平成10年より、森林ボランティア（三田里山どんぐりくらぶ：平成10年発足、60名）や棚田ボランティア(棚田交流人：平成10年発足、19名)と協力し、上槻瀬の里山保全のための除間伐や下草刈り、棚田保全のための草刈りなどの活動を行っている。また棚田オーナー制度、市民農園等に取り組んで、都市住民との交流を行うなど集落の活性化も図っている。交付金はこのような棚田オーナー制度等のための水稲苗代やさつまいも苗代に支出されている。（平成13年実績：水稲苗代36,460円、さつまいも苗代86,700円）

棚田オーナー制度、市民農園の概要

	棚田オーナー制度	市民農園
開設	平成12年	平成12年
内容	オーナー(都市住民等)に田植、除草作業、稲刈りを行ってもらい、収穫物を各オーナーに均等に分配する	区画単位で都市住民等に野菜づくりなどを自由に行ってもらう
区画面積	コシヒカリコース　1.0a(全９区画) ヤマフクモチコース0.5a(全３区画)	１区画30㎡（全26区画）
申込組数	平成12年度　12組(約30人/1組)･12区画 平成13年度　 8組(約30人/1組)･ 8区画	平成12年度　14人・13区画 平成13年度　21人・26区画

3．取り組みによる効果

農道及び水路の草刈り等維持管理なども本制度の対象となる活動のため、これまで以上に農作業に対する意識が高まるとともに、集落の話合いが増加した。また棚田オーナー制度や市民農園等による都市住民との交流により、地域外からの注目も集まり地域自体の活性化につながっている。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○鳥獣害防止のため隣接集落と連携、また効率的な農業生産活動を行うため組織間の連携

イノシシ等の鳥獣害被害を防止するため隣接集落との連携、また、地域外の農作業受託組織との連携による効率的な地域農業の構造改革を実施。

１．協定締結の経緯

当地区は、川沿いに位置する狭隘（きょうあい）ながらも緩傾斜農用地の団地である。

協定締結以前は、農業機械を個人ごとに所有し個別で経営する一方、高齢化が進んで作付が減退していた。そのような中で、平成９年度からほ場整備事業（担い手育成型）を周辺の７集落104haで実施し、当集落では、隣接する集落とあわせて影野工区23.2ha（当集落13.7ha）として実施したことから、集落営農の意識が醸成され、高知県単独事業を活用する等により、担い手として位置づけた農業者をオペレーターの核として集落営農（法人化）を目指すこととし、協定締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	高知県高岡郡窪川町（たかおかぐんくぼかわちょう）				
集落協定名	ビレッジ影野（かげの）				
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
14ha	100%	－	－	－	
作目	水稲、大豆	－	－	－	
交付金額	個人配分分				16%
113万円	共同取組活動分（84%）	役員報酬			84%
		多面的機能増進活動（市民農園運営、交流イベント等）			
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）			
		積立等			
協定参加者	農業者	7人			
8人･組織	生産組織	1			

町は、生産調整の推進を集落ごとに位置付けるとともに、協定締結についても集落単位を基本に推進したことから、当集落においても、祭り等隣接集落と一緒に行っている行事等もあるものの、生産調整の推進単位である影野下集落単独で協定を締結することとした。また、集落内耕作者の全員参加を基本にしたことから、協定締結当初は全農家の30戸が参加した。

なお、協定締結にあたっては、集落内には役場職員や農協職員も在住しており、これらの者や自治会長を中心に数回の集落座談会を経て合意形成を図った。

２．取り組みの内容

当地域では、イノシシ等による鳥獣被害が発生しており、集落単独で対応するより、隣接する集落と連携して取り組む方が効率的であることから、県単独事業（高知県集落活動促進施設等整備事業）により平成12、13年の２ヶ年で防護柵を設置し、その経費の一部に対して交付金を充当した。

・設置場所：川沿い、集落の周囲
・事 業 量：延長1,218m（隣接集落との連携部分。別個に設置した箇所もある。）
・事 業 費：約150万円（県費１／２、地元負担１／２（全額交付金を充当））
・隣接集落との負担金の配分：防護柵の延長割り

平成13年２月には23戸で任意の集落営農組織を立ち上げ、営農組織の参加者の農用地については、営農組織が作業を行っており、また、営農組織に不参加の農家の農用地についても、育苗、田植え、刈り取りの作業を営農組織が受託している。なお、営農組織には非農家２戸が参加しており、農繁期の農作業時に雇用されている。

３．取り組みによる効果

鳥獣被害防止対策については、隣接集落と連携して県単独事業を活用し防護柵を設置することにより、効率的かつ効果的な防止ができ、設置後の被害は全くなくなった。

また、協定活動を通じて集落営農組織が設立され、当該組織による集落外の水稲の受託作業の実施、また、転作大豆作業は町の農作業受託組織（当該組織は町内全域の転作大豆の作業受託を実施）に委託する等、地域内外の組織間連携により地域農業の構造改革が進められ、将来は、１集落１農場方式の法人化を目指すまでに発展している。なお、４名のオペレーターが育成され、地域農業の担い手として活動している。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○小学校と連携し農業体験を実施

小学校と連携して、さつまいも栽培活動や米づくり活動による農業体験を行い、勤労生産に関わる体験的活動を行うことにより、勤労の価値や必要性の体得を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区においては、永年の夢であった土地基盤整備が平成６年に完成したところである。

協定締結にあたっては、集落の区長、認定農業者、中核農家を中心に話し合いを行い、土地基盤整備を行った農用地及び隣接農用地を範囲として集落協定を締結した。

集落協定の概要

市町村名	熊本県玉名郡三加和町（たまなぐんみかわまち）			
集落協定名	上吉地（かみよしぢ）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10ha	100%	―	―	―
作目	水稲、ﾅｽ、ｲﾁｺﾞ	―	―	―
交付金額	個人配分分			60%
77万円	共同取組活動分（水路農道管理、景観作物作付け等）			40%
協定参加者	農業者　16人			
16人				

２．取り組みの内容

町立春富小学校では、学校内外の生活の中で、勤労生産に関わる体験的活動を行うことにより、勤労の価値や必要性を体得させるとともに、いもや米の栽培について、計画・栽培・収穫の一連の活動を通して一人一人が働く喜びを味うことにより、自主的・主体的に行動する能力を育てることを目的として、ふれあい農業体験事業を数年前から実施している。

平成13年度は、全校児童106名を対象としたさつまいも栽培活動として、３aのほ場を整備し、畝作り・いも植え・草取り・収穫等を行うとともに、５年生21名を対象とした米づくり活動として、1.5aのほ場を整備し、田植え・稲刈り・かけ干し等を行った。

その他の活動として、農道の舗装を実施した。

３．取り組みによる効果

ふれあい農業体験事業を通じて、現在の小学生がいかに農業に対する知識や体験が無いかがわかり、今後もふれあい農業体験事業を続けるとともに、農業の必要性や環境問題等についても学習する機会を提供することを検討している。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○ボランティアの協力により野焼きを再興

財団法人阿蘇グリーンストックの協力を得てボランティアを募り、野焼き・輪地切りを４年間ぶりに再興し、草地の保全を図っている。

１．協定締結の経緯

集落協定名でもある扇牧野組合は、農事組合法人として活動を行ってきたが、財政面等での問題が生じたことから、昭和末期に農事組合法人を解散した。牧野組合の土地は、町の入会地と法人の所有地とから構成されていることから、法人の所有地の荒廃が懸念されていた。

このような中、本制度の創設と、野焼き等のボランティア活動の参入時期が同時期となったことから、牧野の維持管理を図る上で本制度を導入することとなった。

集落協定の概要

市町村名	熊本県阿蘇郡南小国町（あそぐんみなみおぐにまち）			
集落協定名	扇牧野組合（おおぎぼくやくみあい）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
96ha	―	―	11%	89%
作目	―	―	永年性牧草	野草
交付金額	個人配分分			0%
88万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		5%
		農用地に関する事項（牧柵設置、簡易基盤整備等）		15%
		水路農道管理		5%
		多面的機能増進活動（輪地切り、ビオトープ確保等）		15%
		生産性向上・担い手定着（野焼きによる牧野の保全等）		5%
		牧野組合活動費		55%
協定参加者	農業者	26人		
27人・組織	生産組織	1		

協定締結にあたっては、当町の牧野組合は大部分が町有入会林野に属し、入会権取得者によりその管理が行われていることから、協定範囲を牧野組合単位、参加者を牧野組合員とし、牧野組合長及び役員が中心となり、町からの説明を受け、総会の場で合意に至った。

2．取り組みの内容

野焼き・輪地切りをやめた草原は、森林化し畜産的土地利用が不可能となることから、畜産経営の継続には欠かすことのできない作業であるものの、有畜農家の減少と高齢化によって、野焼き・輪地切りを続けていくことが困難な状況になっている。このことから、阿蘇の大地（草原・森林・農地）を、広く国民共有の生命資産（グリーンストック）と位置付け、農村・都市・行政三者の連携により、後世へ引き継いでいくことを目的として設立された財団法人阿蘇グリーンストックでは、財団創立の平成７年より試験的に野焼き・輪地切りへの体験参加を実施し、その後新聞社の助成も受け、本格的に市民ボランティアによる野焼き・輪地切り支援活動を行っている。

そのため、当集落協定では、平成12年度から財団法人阿蘇グリーンストックの協力を得てボランティアを募り、448aの原野の野焼き・輪地切りを４年ぶりに再興した。

野 焼 き：草原に火を入れること。牛馬のえさとなるススキやネザサなどの芽吹きを促し、ダニを駆除し、森林化を抑える。
輪地切り：野焼きの際、周辺への延焼を防ぐために５から10mの幅で草を刈り取ること。

また、熊本大学の教授の提案により、畜産体験牧場を阿蘇の草原の各地につくり、馬でトレッキングする牧道で結ぶとともに、その牧道は、そのまま野焼きの防火帯を兼ねるといった「馬の道構想」の一環として、馬10頭余の放牧を平成13年度から行っており、協定参加者の中にも個人的に馬５頭を購入した者がおり、構想に参加している。

3．取り組みによる効果

協定締結後、牧野組合からの脱退者がいなくなり、野焼き等牧野整備を始めとする環境整備に対する組合員の考え方が向上した。

今後とも、協定参加者の協力はもとより、非農家、都市住民を中心としたボランティア活動について財団法人阿蘇グリーンストック等の協力を得て実施し、都市との交流の推進を図ることとしている。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○姑と嫁の参加による世代間の連携

集落協定内に女性部を立ち上げ、農産物加工品の開発が行われるようになった。また、１家庭から姑と嫁が参加し、伝統の味が伝えられている。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、当地区では、水路・農道の管理を水路組合や地区毎に草刈りや泥上げを実施してきた。農業生産についても個々の農業者の耕作のみで、地区単位で管理することが検討されていた。

そのため、集落協定に基づいて共同的作業の中で水路・農道の管理を行うとともに、必要な日当なども支払い、適正管理につとめることとした。また、あわせて、耕作放棄地の管理や地域の病害虫の発生防止等の取組について地域で行うこととした。

集落協定の概要

市町村名	熊本県葦北郡田浦町（あしきたぐんたのうらまち）			
集落協定名	田浦（たのうら）B			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
68ha	1%	99%	―	―
作目	水稲	ﾃﾞｺﾎﾟﾝ、甘夏	―	―
交付金額	個人配分分			50%
785万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		5%
		農用地に関する事項（法面管理）		5%
		水路農道管理		5%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り）		7%
		生産性向上・担い手定着（高付加価値型農業の推進等）		28%
協定参加者	農業者	89人		
89人				

協定締結にあたっては、集落に説明する際に、集まった参加者の中から世話人を選任し、協定の取りまとめをお願いした。その世話人の協力のもと、役員の選出や集落活動の検討を図り、集落の総会で合意を得る形をとった。

２．取り組みの内容

当地区では、個々の農業者の生産による柑橘類については、ＪＡ等の機関を通じての販売を行うのみであったが、集落協定内に女性部を立ち上げ、また、非農家の参加も得て、山菜おこわ、おはぎ、黒砂糖饅頭などの農産物加工品の開発が行われるようになり、交付金は女性部の農産物加工研修等に活用されている。今後は、町内外の女性部組織と視察などの交流により連携することで、加工技術の向上を図るとともに、直売所建設を計画することで、農産物や加工品の直接販売を行い、収益の向上を目指すこととしている。

また、女性部には、１家庭から姑と嫁の２名が参加するなど、世代間の連携にもつとめており、姑グループから嫁グループに伝統の味が伝えられている。また、こうしたことから、伝統的な技術に新しい感性を加えた新たな加工品の創造に役立つのではないかと期待されているところである。さらに、活動を通じて、姑と嫁の関係が円滑になったことも、集落のまとまりに大きく寄与しているところである。

その他に、鳥獣被害防止対策として、罠掛け免許取得者による罠掛けを実施しており、被害の減少がみられる。

３．取り組みによる効果

当地区では、個人単位の農業生産活動が主体であったが、制度の導入により、集落としての活動が行われるようになり、地域にまとまりがでてきた。その一つの要因として、従来、地域の行事や祭事等に無報酬で協力していたが、交付金の活用により、負担が軽減され、地域の活性化を図る環境が整備されたことが挙げられる

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○都市住民との交流に向けた取組

営農上の一体性を有する農用地を可能な限り協定の中に組み入れることにより、交付金を活用して様々な活動を行うことができ、地域の活性化が図られている。

１．協定締結の経緯

本地区は、山間のみかん園のため飛び地が多く、１ha以上の物理的に連担した農用地ではないが、集落内の全農家が参加している「伊豆味みかん生産組織」があり、収穫等の共同取組活動を行っているため、営農上の一体性を有する農用地としての団地要件を活用し、飛び地を含めることにより集落内の対象農用地を可能な限り協定の中に組み入れている。

協定締結にあたっては、伊豆味みかん生産組織の役員が中心となって、制度の説明を行った。協定事項については、区長が中心となって集落の取りまとめにあたり、集落営農上の問題点、集落伝統文化の継承、都市住民との交流等の諸問題を集落内で検討し、合意形成へと導いた。

なお、当集落協定には、隣接集落、近隣市町村からの入作者も参加している。

集落協定の概要

市町村名	沖縄県国頭郡本部町（くにがみぐんもとぶちょう）			
集落協定名	伊豆味（いずみ）			
対象地域	過疎、沖縄地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
151ha	－	100%	－	－
作目	－	みかん	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,343万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬、事務費等		10%
		集落の共同活動の経費		10%
		水路農道管理		15%
		鳥獣被害防止対策		10%
		多面的機能増進活動（みかん狩り等）		5%
協定参加者	農業者	206人		
207人等	その他	1		

２．取り組みの内容

本集落は、みかん栽培が沖縄県内で最も盛んであり、集落活性化の手法としてみかん狩りを主とするグリーンツーリズムをみかん生産組合が主体となって推進するとともに、集落内の若手が中心になって「グリーンツーリズムを考える会」を発足させ、若者の定着に向けあじさい祭等のイベント開催を活発化させている。そのため、交付金を、あじさい祭に向けた植栽活動費、農道の清掃などの集落内の美化活動費、都市住民との交流検討会の開催費等に充当している。

また、「沖縄県歩け歩け協会」と連携し、本地区内にコースを設け定期的に全県ウォークラリーを開催するなど、都市住民を対象とした各種の活動を行うことにより、地域の活性化が図られている。

その他、村が農村環境整備事業を同地区で導入するなど、Ｕターン・Ｉターンの若者を受け入れるための環境整備を進めており、都市部から移り住む若者が近年徐々に増加しつつある。

３．取り組みによる効果

本集落では、本制度の導入以前から集落内の会合を定期的に開催し、農道の清掃・補修の共同作業を実施してきたものの、それらは無償で行われてきた。本制度の導入により、交付金を活用して、農道清掃用の機器の購入、弁当代、農家以外の共同取組参加者の出役費を拠出することができ、集落全体の共同取組活動が増えている。

＜「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例）＞

○県の独自政策との連携

地域外からの農作業支援が得られる県の独自政策と連携し、農地の保全を図るとともに、都市住民等との交流により、地域の活性化が図られている。

1．県独自政策の導入

新潟県では、中山間地域において、過疎化・高齢化により農業生産労働力の確保が困難な地域があることから、中山間地域等直接支払交付金が交付されている地域において継続的な営農活動を補完するため、地域外の農業者や都市住民等による援農活動等を促進し、農業生産活動の維持を図るため、平成13年度から県の独自政策として「中山間地域援農人材確保支援事業」を行っている。

集落協定の概要

市町村名	新潟県刈羽郡高柳町（かりわぐんたかやなぎまち）			
集落協定名	荻ノ島（おぎのしま）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
22ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			30%
396万円	共同取組活動分（70%）	協議会拠出		30%
		用水路整備		16%
		農道整備積立金		4%
		散策路整備負担金		14%
		フラワーロード整備		2%
		野菜直売グループ活動助成		2%
		野菜直売所開設		2%
協定参加者 38人	農業者 38人			

２．県独自政策の概要

本政策は、農協等が実施する中山間地域農業者と平場農業者等との連携の仕組みづくりを支援し、平場農業者が行う援農支援活動を促進する「農業者連携推進事業」と、市町村等が実施するワーキング・ホリディ活動等の都市・農村の連携の仕組みづくりを支援し、都市住民等による援農活動を促進する「都市住民援農促進事業」から成っている。「都市住民援農促進事業」については、中山間地域等直接支払交付金が交付されている地域を対象地域とすることとされている。

	農業者連携推進事業		都市住民援農促進事業
	農業者連携情報化支援	連携活動等支援	
事　業　内　容	援農支援活動を促進するための広報活動、意向調査、情報収集等	・援農支援者のグループ設立 ・交流会の開催　　等	・ワーキング・ホリディ等の開催 ・都市住民に対するＰＲ　等
事　業　主　体	県	県農協中央会（農協）	市町村、農協
事　業　期　間	３年間	３年間（１地区　２年間）	４年間（１地区　２年間）
補　助　率		県　1/2以内	県　1/2以内
予　算　額	622千円	2,000千円	2,000千円

３．取り組みの内容

荻ノ島集落は、かやぶきの民家が建ち並ぶ「荻ノ島環状かやぶき集落」として、町、集落でかやぶきの民家の保存活動に取り組んでいるが、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、交付金を活用して、耕作放棄地の復旧・保全管理、用水路整備等を行うとともに、フラワーロード及び散策路の整備、野菜直売所の設置等、集落を訪れる人のための集落環境の整備を行っている。

平成13年度からは、本事業を活用し、ワーキングホリディを開催し、都市住民を受け入れ、稲刈り及び集落資源の維持保全活動を行っている。

４．取り組みによる効果

中山間地域等直接支払交付金を活用し農地の保全等を図るとともに、併せて都市住民援農促進事業を行うことにより、地域外からの農作業支援が得られるとともに、都市住民等との交流により、地域の活性化が図られている。

＜「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例）＞

○棚田オーナーを核とした施策間の連携

棚田の保全対策を推進するために実施した棚田オーナー事業と連携することにより、耕作放棄の防止が図られるとともに、都市住民との交流を通じて地域の活性化が図られている。

1．協定締結の経緯

当集落では、「棚田地域等緊急保全対策事業」（平成10～11年度）の取組の中で、棚田の保全対策をさらに推進する観点から、棚田オーナー事業（平成11年度～）を実施し、農用地の荒廃を防ぐとともに都市住民との交流も通じて地域の活性化を進めることとなった。

このような中で、直接支払制度が平成12年度に創設されたことから、当集落が目指していた活動と一致するところがあり、集落協定を締結し、棚田オーナー事業を核とした共同取組活動を実施している。

・棚田オーナー事業の概要

オーナー料金は、１区画100㎡当たり30,000円とし、オーナー会員には、田植え、稲刈り、はさがけなど農作業を体験してもらい、収穫した米（玄米40kg）と市の農業特産品を送付し、地域住民と都市住民との交流、地域の活性化を図っている。

集落協定の概要

市町村名	富山県氷見（ひみ）市			
集落協定名	長坂（ながさか）			
対象地域	特定農山村、半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
20ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
416万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		6%
		水路農道管理		13%
		多面的機能増進活動（棚田オーナー事業）		29%
		事務費		2%
協定参加者	農業者	49人		
51人等	その他	2		

２．取り組みの内容

同市では、「棚田地域等緊急保全対策事業」により、農道舗装、用排水路改修、長寿ヶ滝周辺の環境整備、農作業準備休憩所、交流広場などの整備を行った。

また、棚田オーナー事業を運営する氷見市棚田保全推進会議を平成10年に設立するとともに、「富山県棚田地域水と土保全基金」からの補助を受けて、棚田オーナー事業の広報活動（パンフレットの作成、案内板の作成）を行っている。

交付金については、共同取組活動分の一部を棚田オーナー田の維持管理（草刈り作業等）に活用している。

活動主体	氷見市棚田保全推進会議（事務局：市農政課）		長　坂　集　落
事業名	推進会議独自事業 年間212万円 うちオーナー料金171万円 市補助金　41万円	富山県棚田地域水と土保全基金 年間50万円（県補助） （H12～14年度）	中山間地域等直接支払交付金 年間約120万円 （H12年度～）
活動内容	○オーナー事業への対応活動や諸資機材費 ・オーナーとの連絡事務 ・イベント企画実施 ・諸資機材の提供 ・特産品の送付など	○オーナー事業の広報活動 ・棚田のパンフレット作成 ・現地への誘導案内板の作成	○オーナー田の維持管理活動（賃金） ・草刈り作業 ・田植え・稲刈り時の作業

３．取り組みによる効果

棚田オーナー事業を運営するには、企画立案、広報、会員との連絡・調整、農地の維持管理など多岐にわたるものがあり、集落の協力はもとより、市による人的・金銭的支援が不可欠となっており、各種事業の連携により、棚田オーナー事業の運営に高い効果を発揮し、耕作放棄の防止が図られている。

オーナー会員数の推移

年度	H11	H12	H13
会員（組）	44	50	55
人数	170	190	240
区画数	44	50	57

＜H13の会員内訳＞

氷見市内　：6組（50人）
その他県内：34組（140人）
県外　　：15組（50人）

＜「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例）＞

○県単独事業を活用して集落全体の活性化を目指す

県単独事業の「うるおいのあるむらづくり事業」で集落全体の活性化構想を検討するとともに、「神馬村づくり推進協議会」を設立し、伝承活動、特産品加工、生活環境整備等の地域活動を行っている。

1．協定締結の経緯

当地区には、以前から「農事実行組合」があり、集落の各種活動を行っていた。また、平成11年度から行っているほ場整備を契機に設立した「神馬土地改良組合」を基盤にして、本制度に取り組んだ。

協定範囲は、センサス集落の範囲であり、また土地改良組合の範囲でもあることから、土地改良組合が中心となって本制度の推進を行い、総会で合意形成を図った。なお、農業者は全員集落協定に参加している。

集落協定の概要

市町村名	鳥取県八頭郡河原町（やずぐんかわはらちょう）			
集落協定名	神馬（かんば）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
14ha	61%	39%	－	－
作目	水稲	梨	－	－
交付金額	個人配分分			50%
238万円	共同取組活動分（共同機械購入等のために積立）			50%
協定参加者	農業者　27人			
27人				

２．取り組みの内容

当地区では、直接支払制度とあわせて、県単独事業の「うるおいのあるむらづくり事業」で集落全体の活性化構想を検討するとともに、平成12年度に「神馬村づくり推進協議会」を設立し、伝承活動、特産品加工、生活環境整備等の地域活動を行っている。

集落協定の共同取組活動としては、水路・道路の管理、周辺林地の下草刈りをはじめ、オペレーターの育成・確保にも力を入れており、研修参加を計画している。また、交付金の共同取組活動分として、鳥獣被害対策の電気柵、共同機械（乾燥施設）の購入のために交付金額の50%を積み立てている（平成13年度は約120万円を積立）。

また、担い手の育成・確保に向けた取組として、果樹栽培を行っている２名の認定農業者へ農用地の集積を行っていくとともに、現在３～４人のオペレーターが主に米の籾すり作業を受けており、平成14年度には共同乾燥機を整備することとしている。

３．取り組みによる効果

協定締結により話し合いの機会が増えたことから、農家の耕作放棄に対する意識に変化が生じ、何とか生産活動を継続していこうとするようになった。また、以前は農業機械を各個人で所有していたが、これからは共同で購入・利用するように考え方が変わってきた。

＜「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例）＞

○町単独補助による対象外農用地との一体的な取組

町単独の補助による（田1,000円/10a、畑500円/10a）、交付金の対象外の農用地を含めた一体的な取組を行っている。

1．協定締結の経緯

本地区では、ほぼ全ての農地でほ場整備を行っており、土地改良区により共同で土地改良施設の維持管理を行っていたため、共同意識が強いことから、土地改良区を基盤として本制度に取り組むことになった。

本制度を推進するにあたり、町、農協、県事務所、町公社で構成する推進チームをつくり、大字単位で推進を図るとともに、関係する16集落（営農組合）から集落毎に３名代表者を出して徳佐上中地区中山間地域等直接支払運営協議会を組織し、各集落で推進を図った。

集落協定の概要

市町村名	山口県阿武郡阿東町（あぶぐんあとうちょう）			
集落協定名	徳佐上中（とくさかみなか）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
468ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
4,136万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		1%未満
		水路農道管理		8%
		多面的機能増進活動（景観作物の維持管理）		1%未満
		生産性向上・担い手定着（機械購入積立、研修参加等）		4%
		各集落配分、事務局経費等		38%
協定参加者	農業者	326人		
347人･組織	生産組織	8		
	非農業者	13人		

なお、協定参加者は、土地改良区の構成員、他集落からの入作者のほか、共同取組活動として集落コミュニティを行うことから非農家を含めることとした。

2．取り組みの内容

本制度と他の施策との連携として、傾斜要件に満たないなど、本制度の対象外農用地に対して、町単独の補助（田1,000円/10a、畑500円/10a）を行うことにより、本制度の対象農用地とあわせて一体的に農業生産活動等に取り組んでいる。

協定の運営・事務については、運営協議会が集落協定の運営を行うとともに、ほ場整備実施による土地改良区の範囲を協定範囲のベースにしていることから、土地改良区が集落協定の事務局を担っており、各推進機関との連携を図り、役割分担を行っている。

また、交付金の配分については、全交付金の30%を各集落の共同取組活動分として配分しており、各集落において独自の取組を行っている。

協定の活動として、道路・水路の維持管理を土地改良区に委託しているほか、各集落の営農組合を中心として、生産調整の実施、農業機械・施設の共同購入・共同利用を行っている。更に、営農組合の法人化を検討している集落もある。

3．取り組みによる効果

集落毎に独自の取組を行う仕組みにしているため、集落毎に良い意味で競争意識がでてきており、お互いに取組内容が向上してきている。

また、集落での話し合いの回数が増えたことや、非農家が共同作業に参加するようになったため、集落のまとまりが良くなり、農業に関心を持つようになった。

更に、交付金を神社改修等に活用し、伝統行事の継承ができるようになったため、祭りなどの伝統行事や、集落内の世代間の交流が活発になってきた。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○協定の事務を農協に委託

共同取組活動の意見集約、支出事務等の事務作業について、協定参加者への連絡体制が整備されている農協に委託している。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、農事実行組合単位での活動が主流であり、地域全体での活動があまり見受けられなかったが、本制度の趣旨を理解するうえで、共同取組活動を地域共通のテーマとして検討、論議するようになり、地域全体で取り組むべき課題に対応するべく協定の締結に至った。

当地域は、広大な土地資源を活用した酪農専業地域であり、個々の農業者の連携が稀薄であったため、今後の農業の発展のみならず地域の発展を考えるうえで地域の連携は必要不可欠と考え、地域全体を１つの協定範囲とした。

集落協定の概要

市町村名	北海道根室市（ねむろし）			
集落協定名	根室（ねむろ）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8,471ha	－	－	100%	－
作目	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			50%
1億2733万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		2%
		水路農道管理（作業道改良）		35%
		多面的機能増進活動（希少動物保護、苗木購入）		2%
		生産性向上・担い手定着（相談員報酬、先進地視察等）		4%
		生活環境整備（廃プラスチック処理等）		6%
		会議費		1%
協定参加者	農業者	138人		
139人等	その他	1		

注）浜中町分は除く。

２．取り組みの内容

当市には１農協しかないため、協定参加者138戸の共同取組活動の意見集約、あるいは活動の実施に伴う業者選定、契約、支出事務等の膨大な事務作業を集落自ら行うことは、本来の農業生産活動に支障を及ぼすと考えられたため、地域の実状を把握し、協定参加者への連絡体制が整備され、かつ個人配分に係る口座等が従来より整っている農協への事務委託が最適と考え、委託契約を締結している。

取組内容として、農業後継者の定着が急務であるため、その対策として、都市部女性を招待した農業体験等の活動（花嫁対策）並びに結婚相談員の設置に係る支援等を行っている。

また、市民体験牧場（共進会場）の整備、消石灰の配付、農業系廃プラスチックの適性処理を推進するための回収及び処理を行い、これらにより、市民と農業とのふれあいの場所ができたことによる、今後の農業への更なる関心・理解、家畜の衛生管理意識の高揚、廃棄物の適性処理に対する意識の高揚及び農場の景観整備の推進が期待できる。

３．取り組みによる効果

本制度実施にあたっては、当初より共同取組活動の内容を中心に活発な議論が展開され、従来あまり見られなかった地域の協調・連携といったことへの強化につながったことが最大の成果と思われる。

今後の農業のあり方・方策として、あらゆる分野での低コスト化、共同化を模索する上でも、地域の連携が必要不可欠であるとの認識から、本制度を通じてある一定の方向性が示されたと考えられる。

これらの効果が生じた理由として、共同取組活動の中でも、多面的機能の発揮という農業生産活動にはない新たな事業（河川周辺への植林、稀少動物の保護活動等）への取組を通じ、農業者の間で、自然への配慮、農村景観の整備等、地域全体で考えるべき課題への対応が大きな要因ではないかと思われる。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○ほ場整備組合と連携し活動を推進

ほ場整備組合と連携し、ほ場整備事業実施中で管理者が未定の農用地に係る交付金を土地改良区に支出することにより、ほ場整備に係る費用負担を軽減。

１．協定締結の経緯

当地区では、ほ場整備事業の実施に向けた話し合いが多くもたれ、集落内のまとまりが形成されていた。

また、協定範囲として、センサス集落の中の対象となる農用地としており、採草放牧地を有し、また、ほ場整備事業実施地区であることから、牧野組合やほ場整備組合員が多く参加している。

なお、協定締結にあたっては、区長や土地改良区が中心となり、話し合いにより集落の合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	福島県いわき市			
集落協定名	中寺（なかでら）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
29ha	33%	－	－	67%
作目	水稲	－	－	
交付金額	個人配分分			50%
102万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		13%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		5%
		水路農道管理		29%
		多面的機能増進活動（景観に配慮した作物の作付け）		1%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		1%
		事務用品等の経費		1%
協定参加者	農業者	18人		
19人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

ほ場整備組合と連携した取組として、ほ場整備事業実施中で管理者が未定の農用地に係る交付金を土地改良区に支出することにより、ほ場整備に係る個人の費用負担の軽減に大きく寄与している。

また、担い手農家が新技術修得のために、福島農業短期大学での研修会に参加し、大型特殊・けん引免許を取得する等の成果がでている。

・研修会への参加　　目標：２人　→　実績：２人

なお、農作業の効率化を推進するための農作業の受委託に関しては、受委託者間の合意形成はあるものの、 ほ場整備事業実施中で管理者が未定のため、目標面積には到達していない状況である。

・農作業の受委託　　目標：500a　→　実績：400a

３．取り組みによる効果

婦人会等が行う水路・農道等のゴミ拾い奉仕作業に対しても、交付金を活用して助成することができ、地域内のコミュニケーションの醸成にも効果があった。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○農協が会計事務を担当し協定活動を支援

農協が協定集落の会計事務を担当し、集落協定の活動を支援している。また、畦畔に芝を定植し畦畔管理の負担減を図っている。

1．協定締結の経緯

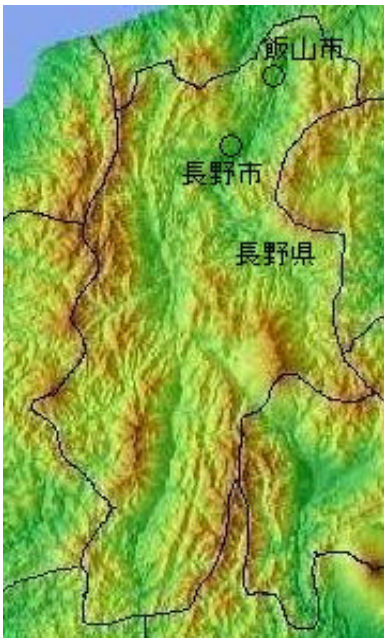

当地区では、兼業農家の増加、高齢化の進展により耕作放棄地の増大が懸念されていたが、耕作組合を組織して効率的な農業経営を進めるなどして水田を維持してきた。しかし女性と高齢者に依存する傾向が進む中で、急傾斜地の畦畔管理をはじめとする負担に対応するのが難しくなり、耕作放棄地が広がる危険性があった。

このような状況の中で、地域営農システムの構築を模索していたが、協定を締結することで、当面の農地の維持管理が約束されるとともに、将来的に集落営農に移行するにも、協定による取組が生かされると考え、協定締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	長野県飯山市（いいやまし）			
集落協定名	柳　原（やなぎはら）地区中山間地域振興委員会			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
35ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			30%
742万円	共同取組活動分（70%）	役員報酬		5%
		農用地に関する事項（法面管理）		10%
		水路農道管理		16%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け、ﾋﾞｵﾄｰﾌﾟ確保）		16%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		15%
		事務費等		8%
協定参加者	農業者	98人		
98人				

なお、協定締結にあたっては、市、農業委員、飯山市営農センター、農協が働きかけるとともに、集落内では用水委員会が中心となって合意形成を図った。

２．取り組みの内容

今後、高齢化が進むにつれ畦畔の管理が大きな問題になると考え、まずその負担を軽減する方策として畦畔に芝を植えることとした。先進地を視察するなど研究し、芝の種類は「みやこ」という生育の早い種に決定した。試験的に一部畦畔(1,330m、400㎡)に定植するとともに、種芝を購入し、休耕田20aを活用して育てている。種芝は担当者を決めて管理し、今後、畦畔への定植を進めることとしている。なお本集落は「みやこ」の栽培権利も取得している。

また、当地区では、用排水については用水委員会、耕作については耕作組合とそれぞれ中心となる組織が以前からあったことや、飯山市営農センターの支援を得ながら、当地区の地域営農システム構築を検討する中で、集落営農を目指すこととし、先進地視察、研修会、集落内の合意形成、行政や農協との連携・調整を進め、平成14年２月に240戸の農家を構成員とする柳原営農組合を立ち上げた。

＜柳原営農組合平成14年度計画＞
- 水　稲　耕　作：56ha（うち直播栽培：40ha）
- 転作作物栽培：5ha
- 農作業受託：10ha(耕起、代掻、収穫　各10ha)
- 水　稲　育　苗：　発芽苗 2,000箱、硬化苗 1,000箱

更に、推進機関との連携として、柳原営農組合の事務局である農協支所が協定集落の会計事務を担当し、集落協定の活動を支援している。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、農地や水路を守ろうという気持ちが強くなった。
今後は、畦畔への芝の定植による畦畔管理の負担軽減が期待される。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○土地改良区・水利組合との連携

末端用水路等の維持・管理について水利組合と連携していくとともに、集落協定の事務を委託していくことによって、水利組合との連携の強化を図る。

１．協定締結の経緯

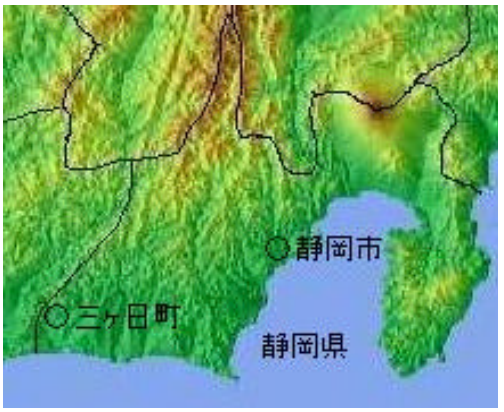

当地区では、県営畑地帯総合整備事業に伴い設立された土地改良区の４つの工区毎に受益地管理組織が設けられており、整備事業の地元の関係機関として、事業要望や用地・施行の立会い等の取組を行ってきた。

協定締結にあたっては、整備事業の各工区の範囲が１ha以上という団地要件を満たしているとともに、共同取組活動として水路の維持・管理等を行えることから、受益地管理組織の役員が中心となって各工区毎に合意形成を図り、各工区毎に協定を締結することとなった。

集落協定の概要

市町村名	静岡県引佐郡三ヶ日町（いなさぐんみっかびちょう）			
集落協定名	三ヶ日町南部（みっかびちょうなんぶ）、三ヶ日町東部（みっかびちょうとうぶ）、三ヶ日町中部（みっかびちょうちゅうぶ）、三ヶ日町北部（みっかびちょうほくぶ）（全４集落協定）			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
1,275ha	－	100%	－	－
作目	－	みかん	－	－
交付金額	個人配分分			29%
1億1166万円	共同取組活動分	幹線水路の維持管理のための土地改良区への支払い		18%
	（71%）	ポンプ施設管理等のための基金造成		53%
協定参加者	農業者　1,649人			
1,649人				

２．取り組みの内容

協定締結後に、畑かん施設水利組合が発足したことから、末端用水路等の維持・管理について連携していくとともに、集落協定の事務を水利組合に委託していくことによって、水利組合との連携を強化していくこととしている。

また、共同取組活動として、鳥獣害防止対策を行っており、具体的には、有害鳥獣を駆除する手段としての狩猟免許取得希望の農業者を募り、狩猟免許受験費用、講習会参加費用及び狩猟登録費用の一部について、交付金を活用して助成している。狩猟免許取得者には罠を支給して有害鳥獣を狩猟してもらったり、檻を集落で購入し、免許取得者に貸与して有害鳥獣の駆除をしてもらうことによって、耕作放棄地の発生防止と農業生産活動の持続を図っている。

更に、担い手の育成・確保については、協定締結時には、ほとんどの専業農家が認定農業者として認定されており、現在は、285名となっている。また、農作業受託組織も１組織であるが組織化されていたこともあり、今後は各集落毎に認定農業者による農作業受託組織を組織し、農業委員会、農業協同組合、支援センターといった各種農業諸団体との連携により耕作放棄地の発生防止等を図っていくこととしている。

３．取り組みによる効果

本制度の導入によって、畑かん施設管理の面で水利組合の立ち上げが可能となった。これまでは、地域の役員が個々に実施していた末端用水路等の維持管理を一括して水利組合で行えるようになったため、地域の役員も農作業に専念できるようになった。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○会計経理等の事務を行う職員を雇用

交付金を活用して、集落協定に係る会計経理等の各種事務処理を行う職員を雇用し、農業者の負担を軽減している。

１．協定締結の経緯

当集落は、自己完結型の農業を行っていたが、集落営農組織の設立と耕作放棄地の発生防止を目標として、本制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、対象農業者を中心に制度の説明を行い、その後、地元区長がリーダーとなり合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	三重県阿山郡阿山町（あやまぐんあやまちょう）			
集落協定名	音羽（おとわ）			
対象地域	振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
17ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
361万円	共同取組活動分（52%）	役員報酬		10%
		事務員報酬、印刷代等雑費		7%
		多面的機能増進活動（ベンチ、レンゲ種子等）		2%
		生産性向上・担い手定着（オペレーター研修）		1%
		トラクター、機械格納庫等購入のための積立		32%
協定参加者	農業者	35人		
35人				

２．取り組みの内容

本協定における特徴的な取組として、集落協定に係る事務作業が多いことから、交付金を活用して、事務職員を雇用しており、パソコンの使用や会計経理等の事務処理を行っている。

その他の取組として、農用地の維持・管理はもちろんのこと、共同作業による道路・水路等の維持・補修や景観形成作物（レンゲ）の作付けを行っており、農業・農村の有する多面的機能の増進に向けた取組が行われている。

また、当集落は、兼業農家が多く、農業機械への過剰投資や転作面積の増大、米価の低迷により農業経営が苦しく、自己完結型の営農を行ってきた。そのため、本制度の導入を契機に、生産コストの低下や労働時間の短縮が図られるよう、生産性の高い農業を実践するために、集落営農組織の設立に向けて、営農座談会に積極的に参加するとともに、協定の役員による組織化の必要性についての話し合いを鋭意行っているところである。

３．取り組みによる効果

協定の事務処理を行う事務職員を雇用したことにより、農業者が農業生産活動等に専念できる体制が整い、さらなる活動が期待される。

また、集落営農組織の設立に向けた話し合いが行われるなど、営農の継続に向けた前向きな取組が行われている。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○協定の事務を土地改良区に委託

土地改良区が、協定集落から委託費を受け取り、集落協定に関する各種申請事務、交付金の会計事務等の役割を担っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、昭和62年度から平成９年度まで県営ほ場整備事業を実施し、地区内のほぼ全域で基盤整備が完了したものの、農業従事者の高齢化、担い手不足等により耕作放棄地が発生する可能性も出て来つつあった。

町としては、農協との出資で農地保有合理化法人である（財）岩美町農業振興公社を設立し、利用権設定、農作業の受委託のあっせん、調整等により、主に農業の担い手として認定農業者の育成を推進してきた。

集落協定の概要

市町村名	鳥取県岩美郡岩美町（いわみぐんいわみちょう）			
集落協定名	小田南部地区営農組合（おだなんぶ）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
70ha	99%	1%	－	－
作目	水稲	小豆、大豆	－	－

交付金額	個人配分分		50%
1,067万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬	3%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策等）	3%
		水路農道管理	4%
		水路農道災害復旧、集落環境整備等（残額は積立）	17%
		多面的機能増進活動（農道への草花の植栽等）	7%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、農地集積等）	2%
		小田南部地区営農組合の運営費	5%
		小田南部土地改良区への事務委託費	9%

協定参加者	農業者	114人
115人･組織	生産組織	1

本制度の推進にあたっては、土地改良区域と協定対象農用地がほぼ一致したため、小田南部土地改良区の管理する範囲を集落協定範囲とした。また、土地改良区が推進母体となり、県営ほ場整備事業を実施した７集落で「小田南部営農組合」を設立し、土地改良区理事が組合の役員になるとともに、それぞれの集落代表である土地改良区理事が中心となり、集落で何回も協議を重ね、地域全体の取組の中で農地を保全していこうという意識が形成され、農家の同意を得るに至った。

２．取り組みの内容

小田南部土地改良区は、小田南部営農組合の役員を兼任し、また、協定集落から委託費を受け取り、集落協定に関する各種申請事務、交付金の会計事務等の役割を担っており、一体的な取組を行っている。

また、共同取組活動の中で、交付金を活用して、平成12年に全長30㎞に及ぶイノシシ被害対策用電気柵を設置した。

更に、地域全体での農地の保全を図るため、利用権設定、作業の受委託による農地の集積を行い、集落外の２名を含む５名の認定農業者（現在は４名）が、主に水稲及び大豆栽培の作業の受託により、協定農用地の一部を管理している。

現在は、土地改良区と連携を取りながら、小田南部営農組合の広域的生産組織への展開の準備を進めるとともに、企業的経営を行う認定農業者と生産組織の地域における役割を明確化し、相互の協力体制の整備の検討を行うなど、今後の営農の発展に向けた取組を行っている。

３．取り組みによる効果

協定を通じた活動により、農地の自発的な保全意識の高まりが見られるほか、各集落の営農体制の再検討がされつつある。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○生産組合が中心となって活動を推進

集団転作を行う生産組合が中心となって協定の合意形成・活動を行っている。

1．協定締結の経緯

本地区には、生産調整のために黒大豆の集団転作を行う生産組合があり、この生産組合をベースに本制度に取り組むこととなった。

生産組合の範囲は、行政区の範囲でもあり、もともと集落活動を行っていた範囲でもあったことから、円滑な合意形成がなされた。

また、協定締結にあたっては、町が対象となる農用地及びその耕作者を生産組合に示し、生産組合を中心に話し合いを重ね、総会で内規をつくるなどして、合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	岡山県久米郡久米南町（くめぐんくめなんちょう）			
集落協定名	里方北（さとがたきた）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
25ha	100%	－	－	－
作目	水稲、黒大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			60%
522万円	共同取組活動分	役員報酬		2%
	（40%）	農用地に関する事項（法面管理）		38%
協定参加者	農業者	35人		
35人				

２．取り組みの内容

生産調整のための集団転作を行っている生産組合には、全農家が関係していることから、生産組合が中心となって活動している。

また、認定農業者３名を中心に農作業の受委託を行い、個人で耕作できなくなった場合は、生産組合の誰かにお願いするといった助け合いの精神で農業生産活動を行っている。

今後は農作業の共同化により集落組織で対応し、将来的には法人化も検討していくこととしており、協定参加者による農家研修を行い、集落組織について検討を行っている。

協定の活動として、水路道路の管理は、全員で作業を行い、周辺林地の下草刈りについては、３つの団地毎に作業を行うほか、中山間地域総合整備事業によるため池改修の負担に交付金を活用する。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、農用地の保全管理について、各自が責任感を持つようになったほか、集落内での話し合いの機会が増えた。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○町内の協定締結全集落で会計事務等について連携

町内の全集落協定で推進協議会を結成し、情報交換等を行うとともに、専任事務員を雇用し、農家の事務負担を軽減している。

１．協定締結の経緯

久住連山の東山麓に位置する同町では、農業者の高齢化等に対応するため、農業機械の共同利用や農作業受委託の促進による集団営農の展開を図る農作業受委託組織の育成に取り組んできており、直接支払制度についても、耕作放棄地を出さずに農地を守っていくため、各集落や農業者等の自主性を尊重しながら、積極的に取り組む方針とした。

一方、本制度に取り組む上での課題が集落の事務負担を軽減することであったことから、同町では全ての集落協定が参加する「直入町中山間地域等直接支払推進協議会」を平成12年７月に設置するとともに、推進協議会事務局に事務を一手に引き受ける専任の事務員を１名雇用し、集落の負担軽減を図ることとした。

集落協定の概要

市町村名	大分県直入郡直入町（なおいりぐんなおいりまち）			
集落協定名	南部地域（なんぶちいき）など全31集落協定			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
531ha	99.7%	0.3%	－	－
作目	水稲	飼料作物	－	－
交付金額	個人配分分			50%
9,226万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		2%
		農道・水路の維持補修		14%
		共同利用機械の購入		7%
		推進協議会の運営		4%
		その他		23%
協定参加者 694人	農業者 694人			

２．取り組みの内容

推進協議会の事務局に１名の専任の事務員を雇用し、会計事務を中心に、対象農用地の把握、集落協定に基づく事業計画書・実績報告書・収支会計報告書の作成、町役場との連絡調整、各集落間の連絡調整（共同取組活動内容や多面的機能を増進する活動内容、交付金の配分方法等について情報交換等）等を一手に引き受けている。

同町では、稲作の作業受託に取り組んでいる９つの農作業受委託組織と推進協議会が農地の保全・管理の観点から連携していくことを今後の課題としている。

なお、推進協議会の運営経費（人件費、事務費）については、交付金の一部を充てており、集落が協定締結面積に応じて負担している。

３．取り組みによる効果

各協定集落の事務処理の労力が大幅に軽減されたことにより、集落協定に基づく共同取組活動等に専念することができ、本制度の円滑な実施につながった。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○農協が会計事務を担当し協定活動を支援

農協が集落協定の会計経理を担当し、事務処理の支援を行っている。また、交付金を全額共同取組活動分に配分し、堆肥、農薬を現物支給している。

１．協定締結の経緯

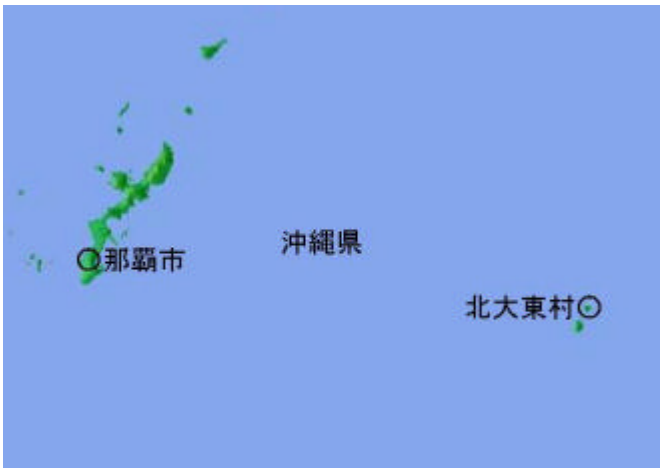

協定締結以前は、村内３集落毎に各自で定期的に会合を持っていた。また、農道・集落内の清掃・美化活動を集落全体で定期的に行っていた。

本村は３集落からなり、各集落の農家は全てサトウキビを主要作目とした同様な営農形態にあり、あえて集落別に協定を締結するより、交付金額が多くなれば大型機械の購入も可能になるなど、交付金をより有効に活用するためには規模を考慮し、村全体で一つの集落協定として締結した。

集落協定の概要

市町村名	沖縄県島尻郡北大東村（しまじりぐんきただいとうそん）			
集落協定名	北大東村農業集落協定			
対象地域	過疎、沖縄地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
546ha	－	100%	－	－
作目	－	ｻﾄｳｷﾋﾞ、馬鈴薯	－	－
交付金額	個人配分分			0%
1,912万円	共同取組活動分	役員報酬、集落協定会運営事務費等		3.6%以内
	（100%）	水路等維持管理、多面的機能増進活動等		96.4%
協定参加者	農業者	95人		
95人				

また、事業導入の際、事務的処理の繁雑さから交付金の運営が危ぶまれたが、交付金運営規則を定めて農協内に事務局を設置し、農協職員が事務処理の支援にあたることとした。

なお、本協定の対象農用地は、知事特認基準である遠隔離島地の条件不利農用地として指定されている。

2．取り組みの内容

集落協定の会計経理については、年間10万円を北大東村農業協同組合（現沖縄県農業協同組合北大東支所）に支払い、農協職員が担当している。また、村内農家に対する確定申告の指導も同職員が行っている。

交付金の使途については、北大東村農業集落協定会議運営規則を定め、毎年度、総会で決定することになっている。平成13年度は、交付金を全額集落でプールし、個人配分については現金ではなく、農薬、堆肥の現物支給を行った。

主な共同取組活動として、害虫駆除作業、耕作放棄防止に向けた集落座談会などを行った。

また、非農家は集落協定に参加していないが、非農家と共に集落内の美化活動を実施している。

3．取り組みによる効果

交付金の使途をめぐり集落内で意見が多く出るようになり、会合も導入以前に比べ多くなっている。また、共同作業による非農家、営農組織、土地改良区等との横のつながり、農協との連携が密になるなど集落内の結束が強化されている。

また、営農面の効果として、交付金の交付と害虫駆除の時期が重なったため、参加農家全員に害虫駆除農薬の配布を行い駆除効果を高めることができた。

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞

○土地改良区が事務処理を担当

会計・経理等の事務処理を土地改良区の職員が担当するとともに、確定申告の指導も土地改良区が主体となって、役場税務課、県所管課と連携して行っている。

1．協定締結の経緯

町では当初、財政難、集落の合意形成困難を理由に直接支払制度の実施を見送る予定だった。しかし、町内集落説明会を実施する中で、既に集落共同作業に取り組み、合意形成が可能な集落があったことから、当集落をモデル集落として町内の他集落への啓蒙活動強化を図る目的もあり、当集落での導入を推進することとした。

また、当集落では、直接支払制度の導入以前は、集落で共同作業を実施する際に、参加しない農家から5,000円程度を徴収し、活動費の一部に当てていた。そのため、ペナルティー的な賦課金を行う共同作業のあり方について疑問を持つ農家も多く、改善を検討していた。

集落協定の概要

市町村名	沖縄県八重山郡竹富町（やえやまぐんたけとみちょう）			
集落協定名	大富（おおとみ）地区			
対象地域	特定農山村、沖縄地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
58ha	―	68%	32%	―
作目	―	サトウキビ		―
交付金額	個人配分分			50%
193万円	共同取組活動分（50%）	役員・経理事務報酬		4%
		集落の共同活動の経費		1%
		積立		45%
協定参加者	農業者	29人		
29人				

以上のことから、当集落の農業者が本制度に興味を示すとともに、当集落の全農家は同一の土地改良区に属しているため、土地改良区が中心となって制度の説明を行ったことから、協定締結に至った。

2．取り組みの内容

集落の全農家が加入する土地改良区を対象として集落協定を締結したことから、事務処理に関しては土地改良区の職員が担当し、会計・経理を行っている。また、確定申告の指導も土地改良区が主体となって、役場税務課、県所管課と連携して行っており、各種機関との連携が図られている。

当集落は、昭和27年に県内他市町村や竹富町からの入植で出来たこともあり、当初より営農共同体としての意識が高く、現在でもサトウキビの収穫等の農作業を共同で実施するほか、集落内の農道等の清掃・美化活動も定期的に実施している。

協定活動としては、平成13年度は赤土流失防止、景観形成を兼ねて農用地周辺に月桃を植栽したほか、地域の特色として台風被害が大きいことから、防風林を共同で管理し、下草刈り等を定期的に実施している。

また、近年、観光地として注目されている西表島だが、当集落では、農業の振興による集落の活性化を図っており、サトウキビに次ぐ主要品目として肉用牛（石垣牛）の育成に取り組んでいる。

3．取り組みによる効果

制度の導入にあたって、交付金の使途に関して検討を行ったことが、会合の増加や、個々の積極的発言に繋がった。制度導入後は、集落内農道等の清掃活動等の共同取組活動の回数が増加し、共同作業等の実施体制が強化された。

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞

○個人への配分９０％

町の基本方針には「１／２以上が共同取組活動に使用されることが望ましい」と記されているが、共同取組活動の内容を勘案して90%を個人配分とした。

１．協定締結の経緯

当集落では、共選組織がなく、殆どの農家が個選個販体制を取っていることから、共同取組活動として担い手の育成を目的とする活動を重点的に位置付けている。そのため、町基本方針では「直接支払い額の概ね１／２以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい」とされているが、交付金の90%を個人配分している。

また、協定締結にあたっては、農業委員並びに今後とも集落内農業の中心的な役割を果たす青壮年層の農業者が中心となって合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	和歌山県有田郡湯浅町（ありだぐんゆあさちょう）			
集落協定名	田（た）			
対象地域	半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
169ha	－	100%	－	－
作目	－	温州みかん	－	－
交付金額	個人配分分			90%
1,939万円	共同取組活動分			10%
協定参加者 155人	農業者 155人			

２．取り組みの内容

比較的農業後継者が多い当集落では、優良な担い手の育成・確保を目的に作業の効率化や生産技術・品質の向上等に資する活動に重点的に取り組むため、交付金の配分は個人に重点を置いている。また、具体的には、摘果講習会、剪定講習会、パソコン勉強会、認定農業者制度説明会、先進地や果専店の視察研修会、講演会等を行っている。

また、子供たちに集落内の主産業である農業について、体験または理解を深めてもらうために、小学校と連携を図り、地域学習活動への協力として生徒を受け入れたり、美化活動への協力として苗・球根等を配布している。その他、非農家を含む婦人等とも連携を図り、美化活動や親子交流会等にも協力している。

３．取り組みによる効果

交付金を活用して講習会等を開催することにより、農業者が生産技術や品質等の向上に関する情報を得る機会が増えたため、各々の農業者が、生産技術等の向上に対して一層心がけるようになった。

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞

○個人への配分９６％

従来から農家同士が連携をとって水路・農道等の維持・管理を自主的に行ってきたことから、交付金のほぼ全額を個人配分とした。

１．協定締結の経緯

当地区は梅畑が連担する急傾斜地であり、協定締結以前から農家同士が連携をとって水路や農道等の清掃・除草・補修などの維持・管理を自主的に行ってきた。

日本一の梅産地を守るためには、今後も水路や農道等の維持・管理を継続することが重要であり、そのためにも本制度を導入することが望ましいことから、村が集落の農家に対して参加意向調査を行い、参加する農家で合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	和歌山県日高郡南部川村（ひだかぐんみなべがわむら）			
集落協定名	東本庄（ひがしほんじょう）13			
対象地域	特定農山村、振興山村、半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
11ha	－	100%	－	－
作目	－	梅	－	－
交付金額	個人配分分			96%
129万円	共同取組活動分（役員報酬）			4%
協定参加者	農業者	36人		
36人				

２．取り組みの内容

交付金の配分割合については、村は50%程度を共同取組活動分として活用するよう集落に対して説明を行ったが、当集落において検討した結果、水路や農道等の維持・管理は従来から農家同士が連携をとって行ってきており、共同取組活動として交付金を配分しなくとも水路・農道等の維持・管理は行われると判断されたため、ほぼ全額を個人配分することとなった。なお、集落協定のリーダーである１名の農家については、農業所得が県内の都市部の勤労者１人当たりの平均所得を上回るため、その分は共同取組活動分に充当している。

共同取組活動においては、農用地の法面の崩壊を未然に防止するための点検や、作業道の設置等の基盤整備についても、従来どおり集落の話し合いにより取り組んでおり、また、認定農業者の育成を図るため研修会等を開催した。

３．取り組みによる効果

水路や農道等の清掃・除草・補修などの維持・管理については、本制度の導入後も従来どおり健全に行われており、良好な農村環境が保たれている。

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞

○個人への配分１００％

町の基本方針には「１／２を共同取組活動にしたほうが望ましい」と記されているが、各個人の農業生産活動を重視するため全て個人配分とした。

１．協定締結の経緯

当地区は、高齢化率37%、基盤整備率０％という地帯である。

町主催の説明会の後、集落代表者が中心になり、徹底した話し合い活動を幾度となく開催し、協定締結に至っている。

なお、場所が離れていることから、当地区には、２つの集落協定が存在している。

集落協定の概要

市町村名	高知県香美郡土佐山田町（かみぐんとさやまだちょう）			
集落協定名	平山１（ひらやま）			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
5ha	86%	14%	－	－
作目	稲、ヤッコネギ	柚子、みかん	－	－
交付金額	個人配分分			100%
101万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者	9人		
9人				

２．取り組みの内容

本集落では、総会を踏まえて役員報酬や出役賃金は無償で良いとされたことや、個人の農業生産活動を重視するとの観点から、交付金の使途は全額個人配分とした。

また、農用地及び水路・農道の管理、多面的機能の増進は充分にできているが、生産性・収益の向上に関する目標及び担い手の定着に関する目標については、現段階では達成できていないので、定着のための更なる推進が必要となっている。

なお、高齢化が著しく傾斜が厳しい等から基盤整備も困難な地域であるため、既耕作放棄地の取組活動まで手が回らず、現状の農用地を維持・管理することで精一杯の状況となっている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより話し合いの場が多くなり、みんなが生き生きとしてきた。それにより、耕作を継続しようという意識が拡大した。

このような意識の拡大の中で、土づくり推進のために、他の地域と連携して「東川堆肥生産組合」が組織され、当該組織と当該集落協定の参加者との間で、様々な連携活動がなされている。

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞

○個人への配分９５％

水路・農道の管理についても、従来から行われている体制で十分管理できると判断したため、共同取組活動分として、役員手当程度の額とし、残りを個人配分とした。

１．協定締結の経緯

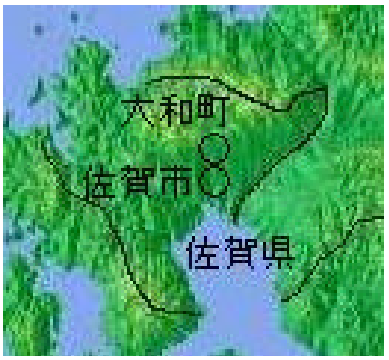

当集落は、町内で最も標高が高い地域であるが、集落内を分断するかたちで国道が通っており、交通の便は比較的良好となっていることから、耕作管理されている農用地についても商業的開発行為の対象とした資産管理的農用地であった。このことから、本制度の説明を行った当初は、協定に参加する者が少ないのではないかとの不安があったが、結果的には、多数の農業者が参加することとなった。

協定締結にあたっては、町内全体説明会において、生産組合長等へ制度の概要説明を行い、この方々を通じて集落全体へ制度の周知を行った。協定範囲については、当集落代表者と隣接集落代表者とで集落境を話し合いにより決定するとともに、範囲内の全農用地を対象に所有権者及び耕作者の調査を行い、協定対象農用地を決定した。その後、集落説明会を開催し、制度に対する理解を深めてもらい、参加者及び対象農用地を決定し、協定締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	佐賀県佐賀郡大和町（さがぐんやまとちょう）			
集落協定名	柚木（ゆのき）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
12ha	99%	1%	－	－
作目	水稲、ほうれん草	柿	－	－
交付金額	個人配分分			95%
257万円	共同取組活動分			5%
協定参加者	農業者	21人		
24人等	その他	3		

２．取り組みの内容

交付金の配分について、協定締結にあたり共同取組活動について検討したが、水路・農道の管理等については、１～３haのまとまりのある農用地が数カ所に分散し、それぞれのまとまった農用地毎に行われていることから、当面は従来の管理体制でも十分管理できると判断したため、共同取組活動分としては協定役員の手当程度の額とした。

このように、交付金の個人配分が大きいことから、各農用地の管理については、個々の管理者が責任を持って行うとともに、水路・農道の管理等については、まとまった農用地毎に共同取組が多く見られる状況となっている。

また、本集落は山間地であるが国道沿いに位置し、交通の利便性が良く、高齢化や農産物の価格低迷等の問題がある中でも耕作意欲があり、毎年９ha程度の稲作が行われている。

さらに、平成14年度から１戸の農家ではあるが、県の特別栽培農産物認証制度の認定を受け、高冷地野菜（ほうれん草、80a）の栽培が行われている。地元の直売所等で販売され、消費者の一定の評価を得ていることから、今後、このような地域の特性を活かした営農形態も増加するのではないかと考えられる。

３．取り組みによる効果

本制度の導入により、交付金が直接農業者に支払われることに加え、５年間は農用地を維持・管理しなければならないという使命感から、集落内農家を中心とした農業生産活動への意欲の高揚が見られる。

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞

○共同取組活動への配分１００％

集落全員が地域の発展のための話し合いの場としての公民館改修という共通目標を掲げ、その達成のため交付金の全額を共同取組活動として積み立てることとした。

１．協定締結の経緯

当地域においては、昭和53年に実施したほ場整備をきっかけに発足したトラクターの共同利用組合と既存の農事実行組合及び女性会が中心となり、本制度の導入を推進し、協定締結に至った。

また、基盤整備済の農用地は守るべきとの観点にたって協定を締結するとともに、協定参加者は農業者のみだが、非農家も共同取組活動には参加している。

集落協定の概要

市町村名	鳥取県東伯郡三朝町（とうはくぐんみささちょう）			
集落協定名	吉尾（よしお）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
9ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
189万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		3%
		水路農道管理		6%
		集落活性化基金積立		91%
協定参加者 14人	農業者 14人			

２．取り組みの内容

共同取組活動として２haの転作田に景観作物としてレンゲ、ソバを栽培している。

また、新規就農者の支援、定年退職者を活用したオペレーターによる生産組織の育成を図るとともに、現在個人が所有している機械の買い換え時に農業用機械（コンバイン）の共同購入・共同利用を図ることとしている。

交付金は全額共同取組活動分に配分し、その大部分を集落全員の願いである公民館の改修のために積み立てている。

３．取り組みによる効果

協定の活動を通じて集落の取組活動が積極的になって来ており、交付金を有効利用しようということを基本に、全員で村の将来を考えるようになった。

また、定年退職者も含めた世代間交流が進むとともに、各個人が地域の農用地を守って行くためには、全員が参加する必要があるという意識が芽生えてきた。

このため、協定農用地への参加、話し合いの機会の増加等が顕著に表れてきている。

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞

○自作地を含め景観形成作物を作付け

集落から離れたところにある農用地を個別協定で対応し、多面的機能を増進する活動として景観形成作物の作付けを行うことにより自作地も含めている。

1．協定締結の経緯

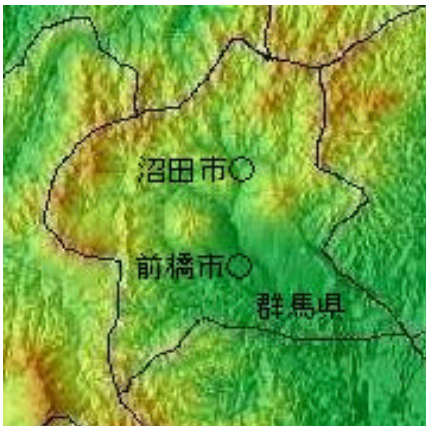

協定農用地のうち75%を占める草地は、畜産基盤再編総合整備事業により草地造成したものであり、また、集落から離れたところにあり、集落協定による共同取組活動等の範囲とするには難しいと思われたため、当該農用地を個別協定で対応することとなった。

協定参加者は認定農業者であり、また、中堅的な酪農家で、自作地454ａ・借地110aを対象農用地として協定に取り組んでいる。

特に、借地はすべて田で、飼料作物（トウモロコシ）を栽培し飼料自給率の向上による経営安定と、地域における米の生産調整に協力している。

個別協定の概要

市町村名	群馬県沼田市（ぬまたし）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
5.6ha	25%(飼料用ﾄｳﾓﾛｺｼ)	―	75%（牧草）	―
交付金額	35万円			
協定参加者　1人	認定農業者　　1人			

2．取り組みの内容

農用地の法面や水路・農道等の草刈り及び点検実施するとともに、主に畜舎周辺において景観形成作物の作付けを行っている。

3．取り組みによる効果

農業者及び農業者以外の住民の農地保全への意識が高まった。

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞

○農業所得の増加による営農意欲の向上

直接支払制度の導入により、直接農業所得の増加となるため、営農意欲の向上が図られている。

１．協定締結の経緯

米価の低迷等により営農意欲を失いつつあったが、本制度の導入を行えば、直接農業所得の増加となるため、積極的に取り組むこととなった。

２名の認定農業者がそれぞれ個別協定を締結している。

個別協定の概要（全２協定）

市町村名	愛知県東加茂郡下山村（ひがしかもぐんしもやまむら）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
9.4ha	100%（水稲）	－	－	－
交付金額	116万円			
協定参加者　2人	認定農業者　　2人			

２．取り組みの内容

２名の認定農業者は利用権設定により、それぞれ、村内４集落の254a、村内８集落の687aにおいて耕作を行っている。

３．取り組みによる効果

直接農業所得の増加となるため、営農意欲と生産性の向上が図られている。

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞

○受委託の正しいあり方に対する理解の向上に貢献

曖昧な形で交わされていた作業受委託契約が、受委託契約書の作成というかたちで表れ、農作業の正しい受委託に対する理解を深めることができた。

1．協定締結の経緯

当該農業者は、認定農業者ではないが、農業委員等を努め地域の担い手農業者としての活動を行っていることから、町において認定農業者に準ずる者として認定し、協定を締結した。

個別協定の概要

市町村名	愛知県北設楽郡稲武町（きたしたらぐんいなぶちょう）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
1.1ha	100%（水稲）	－	－	－
交付金額	11万円			
協定参加者　1人	認定農業者に準ずる者　　1人			

2．取り組みの内容

協定締結以前から、水稲の作付けに関する作業の受委託を行っている。

3．取り組みによる効果

今まで曖昧な形で交わされていた作業受委託契約が、本制度導入により受委託契約書の作成というかたちで表れ、農作業の正しい受委託に対する理解を深めることができた。

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞

○集落協定の締結が困難なため個別協定を締結

高齢化による農用地の維持管理の継続に対する不安のため、集落協定の締結は困難であったが、個別協定を締結することにより耕作放棄地の発生防止が図られている。

１．協定締結の経緯

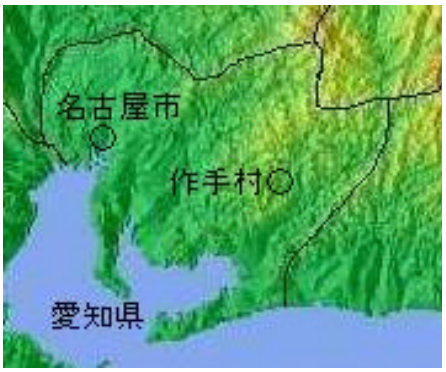

当地区では、１ha以上の団地があるため、集落協定で行うことも可能であったが、高齢化により５年間農用地の維持管理を継続することに不安があったため、集落協定を締結することは困難であった。

そこで、一部の農用地でも荒廃化を防ごうという認定農業者の意向により個別協定を締結することとなった。

個別協定の概要

市町村名	愛知県南設楽郡作手村（みなみしたらぐんつくでむら）			
対象地域	振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
0.4ha	100%（大豆）	－	－	－
交付金額	8万円			
協定参加者　1人	認定農業者　　1人			

２．取り組みの内容

認定農業者が利用権の設定を行った農用地を対象として個別協定を締結し、当該農用地で生産された大豆を原材料に、地域の味噌作りに貢献している。

また、交付金は、大豆生産に必要な機械器具の購入・維持管理に充当している。

３．取り組みによる効果

集落協定の締結には至らないものの、集落の一部の農用地であっても個別協定を締結することにより、耕作放棄地の発生防止が図られている。

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞

○町外在住者の農用地を認定農業者が受託

対象農用地の所有者が町内在住ではないため、集落協定締結が困難であったことから認定農業者が当該農用地を個別協定で対応。

１．協定締結の経緯

対象農地引受け者である認定農業者O.Mは町内在住だが、対象農用地所有者が町内在住ではないことや団地が点在していることから、集落協定での取り組みが難しかった。このため、当該農用地を個別協定で対応することとした。

個別協定の概要

市町村名	広島県双三郡吉舎町（ふたみぐんきさちょう）			
対象地域	振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
0.7ha	100%（水稲）	－	－	－
交付金額	14万円			
協定参加者　1人	認定農業者　　1人			

２．取り組みの内容

農業生産活動及び法面保護（畦畔管理）を実施。自作地は含まないので、特に多面的機能増進活動の位置付けはない。

３．取り組みによる効果

個別協定により、町外在住の者の農用地の中・長期的な維持・管理が可能となった。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○地域農産品を創出するための実証展示圃を運営

野生動物による被害の少ない地域農産品を創出するために、新作物実証展示圃を運営し、営農の継続に向けた取組を行っている。

１．協定締結の経緯

村では、鳥獣被害と耕作放棄地が随所に見られ、耕作道の除草等もおろそかになりがちであり、かつては450haもあった農用地が、現在では130haと年々減少し、このままでは、農業生産のみならず、集落機能の維持さえ危惧された。

そこで、指導チーム（村、公社、ＪＡ、県、普及センター等）で話し合われた脇野沢村農業振興公社を中心とした耕作放棄地の発生防止対策等について農業委員会と協議し、農業委員会が個々の農家に説明を行い協定締結に至った。

個別協定の概要

市町村名	青森県下北郡脇野沢村（しもきたぐんわきのさわむら）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎、半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
43.5ha	－	58%(ｿﾊﾞ、赤かぶ等)	－	42%
交付金額	94万円			
協定参加者	(社)脇野沢村農業振興公社（構成員：７名） 設立年月：平成８年３月 出 資 率：村51%、農協47%、その他 2%			

２．取り組みの内容

耕作放棄のおそれのある農用地28.5haを本公社が引き受けて、農用地の賃貸借や担い手が出てくるまで管理耕作と作業受託を行うこととしており、管理農地に馬鈴薯、赤かぶ、そば、緑肥作物を作付けしている。

また、担い手等の育成の指導、野生動物による被害の少ない地域農産品を創出するための加工用イチゴやミョウガ等の新作物実証展示圃等による技術の普及を行っており、交付金は全額、農地保全管理や実証展示圃の運営等に使用している。

３．取り組みによる効果

制度導入により、公社の管理する農用地の保全管理等が進むにつれ、周囲の農用地の保全管理も進み、耕作放棄地が少なくなりつつある。また、公社が主催する農業講座や研修に参加する農家が増えつつある。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○放牧場の運営維持に交付金を活用

頭数の減少や管理人の高齢化など、畜産業を取り巻く環境の変化により放牧場の運営維持が心配されたが、本制度導入により管理体制の維持が明確になった。

１．協定締結の経緯

山形農業協同組合は、本制度を導入する以前から放牧場を運営しており、面積・傾斜度等の要件を満たすことから、山形農業協同組合と町で協議を行い個別協定として取り組むこととなった。

個別協定の概要

市町村名	山形県東村山郡山辺町（ひがしむらやまぐんやまのべまち）			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15.0ha	－	－	100%（牧草）	－
交付金額	45万円			
協定参加者	山形農業協同組合			

２．取り組みの内容

三ツ森山放牧場として、５月から11月の間に開設しており、近隣市町の牛を生育している。

また、交付金は借地料・管理人賃金などに充当している。

３．取り組みによる効果

頭数の減少や管理人の高齢化など、畜産業を取り巻く環境の変化により運営維持が心配されたが、本制度導入により管理体制の維持が明確になった。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○生産性の低い農用地を再整備

生産性の低い農用地において、進入道路の整備等による再整備を行い、転作地としての管理が容易になった。

１．協定締結の経緯

町から制度の説明を受けた後、生産組織内で協議を行い協定締結に至った。

なお、梨之木田転作組合は、転作の共同作業を行っている生産組織である。

個別協定の概要

市町村名	山形県西置賜郡飯豊町（にしおきたまぐんいいでまち）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3.1ha	100%（牧草）	－	－	－
交付金額	66万円			
協定参加者	梨之木田（なしのきだ）転作組合　（構成員：６名） 設立年月：平成11年４月 経営耕地面積：3.13ha（借地）、作業受託面積：－ha			

２．取り組みの内容

対象地区の農用地面積の全てを賃貸借により転作を行い、管理については組織メンバー全員で取り組んでいる。

また、交付金を活用し、進入道路の整備、ほ場区画・配水路の整備を実施した。

３．取り組みによる効果

生産性の低い農用地を、交付金を活用して農用地として改めて再整備することができ、転作地としての管理が容易になった。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○受託面積を拡大し耕作放棄地の発生を防止

協定の締結により、比較的条件が悪いためにこれまで受託しにくかった農用地も受託し、面積拡大を図っている。

１．協定締結の経緯

以前より、大湫機械化営農組合が利用権設定と作業受託契約を進めていたこともあり、営農組合の経営の安定化に資するため、協定を締結した。

個別協定の概要

市町村名	岐阜県瑞浪市（みずなみし）			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10.9ha	100%（水稲）	－	－	－
交付金額	229万円			
協定参加者	農事組合法人　大湫（おおくて）機械化営農組合　（構成員：６名） 設立年月：昭和51年３月 経営耕地面積：35ha（借地）、作業受託面積：田植え12.9ha、稲刈り15.5ha等			

２．取り組みの内容

早くから営農組織を設立し、利用権設定や作業受委託契約により地域の水田農業を担っている。

交付金は、米価の低迷に伴う収入減の補充につながり、主に農機具の修理、購入に役立てている。

３．取り組みによる効果

本制度の導入により、営農に対する意欲が沸き、比較的条件が悪いためにこれまで受託しにくかった農用地も受託することとなった。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○特定農業法人が転作作業受託

「（農）おおずえ」が、水田転作を一手に引き受け、転作作物としてタマネギ・ケールの栽培と農道・水路の維持管理作業を実施。

１．協定締結の経緯

本地区は、農地の形状が悪く営農に適していない（棚田で粘土質の排水が悪い）ところであり、過疎化・高齢化の進行により耕作放棄地が目立つ地域であった。

しかし、ほ場整備を契機に特定農業法人を設立し、当該組織により効率的な農業生産活動に取り組んでいる。

個別協定の概要

市町村名	島根県益田市（ますだし）			
対象地域	振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4.9ha	100%（水稲）	－	－	－
交付金額	88万円			
協定参加者	農事組合法人　おおずえ　（構成員：16名） 設立年月：平成12年３月 経営耕地面積：5.3ha（借地）、作業受託面積：0.4ha			

２．取り組みの内容

本地区は、もともと転作に適さない土地条件であったが、ほ場整備（整備率１００％で既耕作放棄地が存在しない）を契機に、集落営農組織を発展させて特定農業法人を設立し、ケールやタマネギの転作作物の導入により安定的な農業生産活動を行っている。

直接支払交付金は、機械購入（タマネギ収穫機・皮剥機）・排水対策（暗渠排水埋設）に活用している。

３．取り組みによる効果

地区外在住の農用地所有者が５名おり、このほ場の耕作が問題となったが、特定農業法人による個別協定の締結により、将来に渡って農用地を守ることができた。

また、交付金活用によりきめの細かい排水対策が早期に実施され、効果的な転作作物の作付けができた。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○個別協定で農用地の流動化を促進

農用地流動化を促進する中で、横田町農業公社が中間管理として管理耕作・保全管理作業を実施するため、個別協定を締結。

１．協定締結の経緯

直接支払導入以前より、受託による管理耕作がされていた経緯があり、農地の管理について協定を結ぶことには抵抗がなかった。

また、合意形成は、町を仲介役として、委託者（農家）と受託者（公社）の調整を図った。

個別協定の概要

市町村名	島根県仁多郡横田町（にたぐんよこたちょう）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15.5ha	61%（水稲）	39%(大根､ｷｬﾍﾞﾂ)	－	－
交付金額	159万円			
協定参加者	(社)横田町農業公社（構成員：６名） 設立年月：平成元年９月 出資率：町50%、農協49%、その他1%			

２．取り組みの内容

農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を実施するとともに、協定農用地に柵・ネット等を設置し、鳥獣害防止対策を行っている。また、４月には水路清掃・６月と８月には草刈りを実施している。

なお、交付金は、農機具の更新・修繕費に充当している。

３．取り組みによる効果

耕作放棄地の増加が防止され、美しい景観が維持されている。

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞

○集落協定の締結が困難なため個別協定を締結

集落協定の締結が困難となったが、農協が推進していた農作業受委託による個別協定を締結し、作業の負担軽減が図られている。

1．協定締結の経緯

当地域では、高齢者が協定参加に消極的であり、また、一部の協定参加の意向を示した農家については、飛び地等の問題もあり団地形成が困難であるため、集落協定の締結は困難となった。

そのため、本制度の導入を決定していた村では、集落協定ではなく農協が推進していた農作業受委託による個別協定を締結するよう方針転換し、農協が主体となって、農家へ本制度を再度説明して協定締結に至った。

なお、本協定の対象農用地は、知事特認基準である遠隔離島地の条件不利農用地として指定されている。

個別協定の概要

市町村名	沖縄県島尻郡伊平屋村（しまじりぐんいへやそん）			
対象地域	過疎、沖縄地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
159.3ha	―	92%（サトウキビ）	8%	―
交付金額	551万円			
協定参加者	沖縄県農業協同組合			

2．取り組みの内容

機械化が進んでいない集落内の高齢農家では、さとうきびの収穫等の作業は重労働であり、農作業の負担軽減を目的に農協が受託者となって農作業の受委託契約を行っている。

3．取り組みによる効果

本制度の導入により農作業受委託が進み、高齢者の耕作放棄発生の懸念が薄れている。